

第七十六回 帝國議會 衆議院

民貯蓄組合法案外四件委員會議錄(速記)第五回

(一一一)

付託議案
 國民貯蓄組合法案(政府提出)(第
 六六號)
 日本勸業銀行法中改正法律案(政
 府提出)(第六八號)
 北海道拓殖銀行法中改正法律案
 (政府提出)(第六九號)
 農工銀行法中改正法律案(政府提
 出)(第七〇號)

會 議
 昭和十六年二月十九日(水曜日)午後一時四十分開議
 出席委員左ノ如シ

委員長 菊池 良一君

理事伊東 岩男君 理事 一ノ瀬俊民君

○前田政府委員 昨日清水委員カラノ質問

ニ對シマシテ、私カラ御答へ申上ゲマシタ
 點ニ付キマシテ、少シク附加ヘマシテ申述

ハ中小工業者ノ維持育成ト云フ問題デアリマ

ス、是ハ此ノ法案ト非常ニ關係ガアリマ

スノデ、是等ノ點ニ關シテ私ハドウシテモ

明カニシテ置カネバナラヌト考ヘマシテ、

只今カラ質問致シタイト思フノデアリマス

中小商業者ノ行詰リニ付テハ、御承知ノ

通リ色々アルノデアリマスガ、其ノ主ナル

モノハ、戰前ハ百貨店或ハ產業組合ノ進出

ニ依ル所謂業務ノ縮少、モウ一つハ業者ノ

非常ニ多過ギルト云フ點ヲ、私共ハ考ヘテ

居リマシタ、尙ホ事變後ハ統制經濟ニ依ル

人爲的ノ作用ガ、斯様ニ窮地ニ追込ンダト

云フヤウニ思フノデアリマス、政府ハ斯様

ナ中小商業者ノ數ニ對シテ、多イト考ヘテ

居ラレルノデアリマスカ、現在ノ數ハ已ム

ヲ得ヌト考ヘテ居ラレルノデアリマスカ、

先ヅ其ノ點ヲ御伺ヒ致シマス

○堀政府委員 從來我國ニ於キマシテハ、

商業者ノ數ヲ人爲的ニ制限スルヤウナ處置

ヲ執ツテ參リマセヌデシタ關係上、現在ア

リマスル當業者ノ數ト云フモノハ、謂ハバ

百万人ト稱セラレテ居ルノデアリマス、多

過ギルトスルナラバ、ドウシテモ此ノ方面

ヲ整理致シマシテ、サウシテ勞力不足ナ方

面ニ國策的ニ之ヲ移動セシムルト云フコト

ガ、私ハ非常ニ大切ダト思ヒマス、然ルニ提

出ノ此ノ資料ニ依リマスルト、事變關係ノ失業

者ハ失業ノ虞アル者ト合セテ、十万八千六

馬スガ、昨日清水君ノ質問ニ對スル前田政
 府委員ノ答辯ニ關シテ、前田政府委員カラ
 發言ヲ求メラレテ居リマスルカラ、此ノ際
 之ヲ許シタイト思ヒマス

○前田政府委員 昨日清水委員カラノ質問
 ニ對シマシテ、私カラ御答へ申上ゲマシタ
 點ニ付キマシテ、少シク附加ヘマシテ申述
 ベサセテ戴キタイト思フノデゴザイマス、
 清水委員カラ、貯蓄組合法第二條ノ條文ノ
 解釋ガ難解デアルカラ、明瞭ニシテハドウ
 ガラウカト云フ御質問ガゴザイマシタノデ
 私カラ率直ニ、第二條ヲ讀ミマスト何ダカ
 疑ハシイヤウナ懸念モアルヤウニモ取レマ
 スノデ、出來得レバハツキリト條文ノ御訂
 正ヲ願ヘレバ結構ト思フ、斯ウ云フ趣旨ノ
 答辯ヲ致シタノデゴザイマスルガ、第一條
 ノ解釋ニ付キマシテ、其ノ後私共ト大藏當
 局ト打合セラ致シマシタ結果、左様ナ懸念
 ノ條文ハ原案ノ儘デ差支ヘナイト存ズルノ
 国民更生金庫法案(政府提出)

日本勸業銀行法中改正法律案(政府提出)
 商工省振興部長 堀 義臣君
 大藏書記官 山際 正道君
 國民貯蓄獎勵局次長 栗原 修君
 保険院簡易保険局長 前田 積君
 國民會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
 國民貯蓄組合法案(政府提出)
 北海道拓殖銀行法中改正法律案(政府提出)
 農工銀行法中改正法律案(政府提出)
 ○菊池委員長 開會致シマス、一寸申上げ
 ○伊東委員 私ハ商工大臣ノ御出席ヲ求メ
 デゴザイマス、左様御承知ヲ御願ヒ致シタ
 イト思フノデゴザイマス

○菊池委員長 伊東君
 ノ條文ハ原案ノ儘デ差支ヘナイト存ズルノ
 国民更生金庫法案(政府提出)
 デゴザイマス、左様御承知ヲ御願ヒ致シタ
 イト思フノデゴザイマス

○伊東委員 私ハ商工大臣ノ御出席ヲ求メ
 デゴザイマス、左様御承知ヲ御願ヒ致シタ
 イト思フノデゴザイマス

百八十四人トアルノデアリマス、併シ是ハ餘りニモ過少ナ見積ダト思ツテ居リマス、私共ノ考ヘカラ致シマスルナラバ、企業合同ノ此ノ資料モ八百五十二件ト言ハレテ居リマスルケドモ、是モ沟ニ少イヤウニ私考ヘルノデアリマス、例ヘバ、米屋、木炭屋ノ企業合同ニ致シマシテモ、私ハ千以上ヲ數ヘルコトガ出来ルト只今承知シテ居リマス、或ハ自動車ノ如キハ強制企業合同ヲ政府ガ命ジマシタ、其ノ爲ニ最近殆ド會社ニ企業合同ヲ完全ニヤルヤウニナツタ、「トラック」ノ企業合同ノ如キハ昨年、「ハイヤー」ノ企業合同ハ只今殆ド完成致シマシテ、是レ亦企業合同ノ數ハ少クトモ千以上ヲ數ヘナケレバナリマセヌ、其ノ他ノモノガ少クトモ千以上アルト思ヒマスノデ、御提出ノ資料ハ甚ダ杜撰ナ資料ダト、私ハ考ヘルノデアリマス企業合同ニ對シテアリマスガ、中小商工者ノ前進ヘノ據點ヘ、企業合同以外ニハナイト、私ハ思ツテ居リマス、米屋ニ致シマシテモ、木炭屋ニ致シマシテモ、總テ國家管理ニナリマシタ結果トシテ、物資ノ流れ方面モ確實ニナリ、價格モ公定サレタノデアリマス、サウシテ全く自由ノ取引ハ出来ナイヤウニナツタノデアリマス、其ノ他ノ業種モサウ云ツタヤウナモノガ段々アルノデアリマスルカラ、此ノ方面ニ對シテハドウシテモ積極的ニ企業合同ヲスルコトガ有利ダ、但シ業種ニ依ツテハ企業合同ヲヤルコト自體ガ非常ニ危険デアリ、混亂ヲ生ズル場合ガ多々アルコト承知致シテ居リマスルカラ、其ノ點ニ向ツテハ注意フシナケレバナリマセヌ、併シ此ノ企業合同ニ依ル失業者ト云フモノハ、現在相當ノ數ニ上ツテ居ルノデアリマス、又此ノ際思ヒ切ツテ企

業合同ヲヤツテ、整理スベキモノハ整理スル方が宜イ、理想カラ言フナラバ、私共人ハ半減スペキダト考ヘテ居リマス、併シ半減スルナラバ、半減スル前ニ其ノ救濟ノ途ヲ講ジナケレバナラナイ、轉職ノ手段ヲ施シテ置イテ半減スペキモノデアル、斯ウ云フ風ニ私共ハ考ヘテ居ルノデアリマス、先程ノ振興部長ノ御意見デハ、將來ハ數ヲ減ゼナケレバナルマイト云フヤウナ御意見デアリマス、併シサウ云ツタヤウナ間緩イ實情デハナイ、此ノ際ヤラナケレバナラナイノデアル、現在ノ商人ノ大半ハ、商賣ヲシテ居ルノカ居ラヌノカ分ラヌヤウナ達ガ多イノデアリマスカラ、ソレヲ何時マデモ其ノ儘ニシテ援ヒノ手ヲ延ベナイト云フコトニナリマスナラバ、蛇ノ生殺シミタイナコトニナツテ、非常ニ迷惑ヲスルノデアリマス、ソコデ政府トシテモ更生金庫ヲ作ルトカ、訓練所ヲ作ルトカ、指導所ヲ作ルトカ云フヤウナ對策ヲ講ゼラレタノハ、ソコニアルノダト考ヘテ居リマス、大體半減スルコトガ出來ナケレバ、少クトモ三分ノ一位ハ此ノ際減ズル、減ズルトスルナラバ之ニ對スル對策ヲ講ジナケレバナラナイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマスガ、御意見如何デアリマスカ

○堀政府委員 御答へ申シマス、先程ノ御質問デ、商工省デ差上ゲマシタ企業合同調べノ數ガ、少過ギルヂヤナイカト云フ御指摘ガゴザイマシタガ、初メニ其ノ點ニ付キマシテ簡單ニ御説明申上ガマス、是ハ實有限會社ト、工業組合ト、商業組合ト三ツダケ書イテゴザイマスノデ、此ノ他ニ普通ノ株式會社ニ變リマシタモノモ相當アルト考ヘマス、併シ是モ資金調整法ニ係ルモノハ

兎モ角ト致シマシテ、左様デナイモノニ付キマシテハ、只今調査ノ途ガゴザイマセヌノデ、其ノ箇所ハ省イテゴザイマスカラ、其ノ點ハ御諒承願ヒマス、ソレカラ有有限會社ノ方モ備考トシテ書イテ居リマス通り、商工省ニ對シテ事業設備費ノ補助申請ノアツタモノダケヲ掲ゲテ居リマシテ、其ノ他ノモノハヤハリ調査資料ガ商工省ノ方ニゴザイマセヌノデ、差當リ此處ニ省イテアル譯デアリマス、ソレカラ小組合ノ方ハ是マデ出來テ居リマスモノハ、此處ニ書イテアルダケデゴザイマスケレドモ、最近米屋ノ機構改革ニ依リマシテ、大阪アタリハ相當多數ノ小組合ガ出來ルコトニナツテ居ルサノデアリマス、ソコデ政府トシテモ更生金庫ヲ作ルトカ、訓練所ヲ作ルトカ、指導所ヲ作ルトカ云フヤウナ對策ヲ講ゼラレタノハ、ソコニアルノダト考ヘテ居リマス、大體半減スルコトガ出來ナケレバ、少クトモリ必要ガアリハシナイカ、適當ニ業者數ヲ減ラサナケレバナラヌノデハナイカト云フリマス、ソレカラ御尋ネノ企業合同ヲサセマス、唯其ノ企業合同ヲ實行致サセマス方法トシマシテハ、何分ニモ多年ヤツテ居リマシタ事業ヲ廢メテ、他ニ替ハルト云フコトデモアリマスシ、又其ノ替ハツテ參リマス上ニ於テモ、例ヘバ新シイ仕事ノ見付ケ方トカ、或ハ負債ノ整理ノ問題デアリマストカ、色々問題モアリマスコトデ、之ヲ今餘り急激ニ實行致シマスコトハ、ドウシテモ少クトモ半分位ハ、維持スルコトハ出來ナイダラウト思ヒマス、無論育成ト云フ點ニ於テハ、轉業對策トシテ考ヘラレマスガ、少クトモ維持ハ出來ナイ、是ハ無論程度問題デアリマス、ドウ云フ氣持デ大臣ガ斯様ナコトヲ御發表ニナツタカ知リマセヌガ、先づ工業者デハ多少裕リガアツテ宜イト致シマシテモ、中小商業者ニ於テハ全ク大臣ノ仰シャツタコトガ、地方ニハ非常ナル響ヲ與ヘテ、只今澤山ナ手紙ガ參ツテ居リマスガ、地方デハ次官通牒其ノ他デ企業合同ハ進メラレテ居ルノデアリマシテ、殊ニ地方廳デハ商工相談所、或ハ商工課ガ第一線ニ立ツテ、企業合同ヲ積極的ニ具體的ニ今

工業者モ企業合同ヲヤルト云フ氣持ニナツ
テ、ドン／＼實行ニ移ツテ居ツタ、又卸屋
ノ如キニ致シマシテモ、實際ノ所眠リ口錢
ノ如キラ長ラク取ルト云フヤウナコトハ、
出來得ナイコトデアリマスノデ、先づ地方
ノ卸業者ノ如キハ小賣業者ニ轉業スルカ、
或ハ小賣商業組合聯合會ノ卸部面ニ吸收ス
ルト云フヤウナ實情デ、非常ニ旨ク行キ掛
ツタ所ニ、商工大臣ガ斯様ナ、私ニ言ハセ
ルト、洵ニ勝手ナ御都合主義ナ發言デアツ
タト思フノデアリマスガ、ソレガ爲ニ地方
ノ業者ハ全ク足踏ミヲシテ、商工省ノ方針
ハ、中小商工業者ノ維持ヲ目的トシテ居ル
ト云フヤウナ考へカラ致シマシテ、企業合
同ハ厭ヤ／＼ナガラ今日マデヤリツツアツ
タノデアリマスケレドモ、得タリ賢シデ、
全ク企業合同ニ反對ナ立場ヲ執リ、殊ニ卸
屋ノ如キハ全ク態度ガ一變シタノデアリマ
スガ、是ハ少クトモ非常ニ大キナ問題デア
リマスノデ、直接大臣ノ御意見ヲ承リタイ
ト考ヘテ居リマス、併シ今ノ振興部長ノ仰
シヤルヤウニ維持育成デハナイ、適當ニ企
業合同ヲヤル、サウシテ一面ニ於テハ數モ
減ジナケレバナラナイ、私共ハ半減論ヲ持
ツテ居リマスケレドモ、半減ハ困難デアリ
マセウケレドモ、セメテ此ノ際三分ノ一位
ハ減ジナケレバナラナイ、整理シナケレバ立ツテ行カ
共四百万人ト云フモノヲ、整理シナケレナバ
ラナイ、唯業者數カラ申シマシテモ、七八
十萬戸ノ業者ヲ整理シナケレバ立ツテ行カ
ナイノデアリマス、是ハ政府トシテ、或ハ
振興部長トシテ、直接ノ問題デアリマスガ、
商工業ノ維持ガ果シテ現在ノ儘地出来ルダ
ラウカ、維持ガ出来ルカ出来ヌカト云フコ

トヲハツキリ御答辯願ヒタイト思フノデア

○堀政府委員 中小商工業者ニ對シマシテハ、出來ルダケ轉業問題ヲ起サナイヤウニ、維持育成ノ方策ヲ講ジナケレバナラナイト考ヘテ居リマス、ソレデ此ノ爲ニハ凡ユル方策ヲ研究シテ實行シタイト考ヘテ居リマスガ、結論ト致シマシテ、如何ニ維持育成ノ方策ヲ執ルト致シマシテモ、先程モ申上げマシタヤウニ資材ガ減リ、利潤ガ限定サレマシタ今日ハ、中小商工業者ガ全部今ノ仕事ヲ續ケテ行クコトハ、不可能ダト思ヒマス、是ハ遺憾ナガラ相當ノ轉廢業者ヲ出サナケレバナラナイヤウニナルデアラウ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○伊東委員 委員中小工業者ハ、先ヅ商業者ニ比較シテ裕リガアリマス、又轉業ノ可能性モ多ク持ツテ居ルノデアリマス、ソコ賣業者、卸賣業者ノ量的整理ト素質ノ向上デドウシテモ中小商業者ノ對策ト致シマシテハ、是ハ根本的ニ考ヘナケレバナラナイ、根本的ニ考ヘル其ノ方法トシテハヤハリ小商業合同、免許制度ノ實施、配給機構ノ再編成、物價物資ノ合理的統制、大體此ノ四ツノ対策ガ講ジラレバ、根本的ナ問題ガ解決ガ出來ルト考ヘテ居リマス、中小商工業者ノ維持育成ノ御方針ニ付テ、ハツキリシタ御答ヘデアリマセヌケレドモ、維持シタイ、斯ウ云フ御答辯デアリマスガ、維持ハ出來ナイノデアリマス、何トシテモ維持ハデアツテ、事實ハ維持ハ出來マセヌ、斷ジテ出來マセヌ、又中小商業者ノ維持育成ト

云フ方針ハ、是ハ商權擁護論デアリマス、商權擁護ト云フコトヘ一ツノ自由主義ノ主張デアリマシテ、公益優先トハ一致シナインデアリマス、今カラ數年前、商業者ト產業組合ガ對立摩擦ヲ致シテ居ツタ時分ニハ、能ク中小商工業者ノ商權擁護論ヲ押立テ行ウタモノデアリマスケレドモ、モウソソナ時代デヤナイノデアリマス、ソソナコトヲ言ツテ居ツタ所デシヤウノナイ時代デアリマス、併シ今御答辯ノヤウナ考へ方ハ、私ハ飽マデ現狀維持デ行クト云フ考へノヤウナ點ヲ窺ヘルノデアリマス、全部デハアリマセヌガ、サウ云フヤウナ點ヲ窺ヘル、無論商工大臣ノ言ツタ所ノ維持育成ト云フヤウナコトハ、現狀維持論デアリマスガ、ソレデハドウシテモ行ケナイト思フノデアリマス、諄イヤウデアリマスケレドモ、今私ノ申上ゲルヤウナ根本的ナ方針デ御進メニナルト云フ、此ノ根幹ガハツキリシテコソ、初メテ此ノ更生金庫ノ利用ガ出來得ルト考ヘマスガ、其ノ點如何デアリマスカ

テ居ルノヂヤナノデアリマス、ヤハリ國際情勢ニ應ジ、國內經濟ノ實情ニ應ジマシテ、工業商業モ共ニ改メテ行ク必要ガアルト云フコトハ、痛感致シテ居ルノヂアリマス、サウ云フ觀點カラ見マシテ、之ヲ維持育成シ得ル限度ニ於テ、之ヲ維持シヨウト云フ氣持デ居リマス

○伊東委員 尚ホ然ラバ進ンデ御尋ネ致シマスルガ、ドウシテモ免許制度ヲ確立シテ、業者ヲ制限スルト云フコトガ將來必要デアル、同時ニ先程申上ガタヤウニ企業合同デアラヌ、現狀維持ノ卸屋ニ眼リ口錢ヲヤツセシメテ、優良ナル國策線ニ沿ツタ方面ニ轉業セシメルト云フヤウナコトデケレバタリ、或ハ企業合同後ニ於テモ、不勞所得ヲ只今配當致シテ居リマスルガ、コンナコトハ到底永久ニ持続ノ出來ル問題ヂヤナイノデアリマス、併シ當分ノ間ハ、機構改革ヲヤツタ時ニハ無理ヲスルト、非常ナル失業者ヲ出スカラト云フヤウナ消極的ノ立場カラ、現在左様ナコトヲヤツテ居ラレルヤウデアリマスケレドモ、是ハ決シテ根本的ノ問題ヂヤナイト思ヒマス、現狀維持論者ハ、現在通りニマアノ經營ヲ續ケテ行ケバ、戰後ハドウカナルダラウト云フヤウナ考ヘ方デ居リマス、業者モサウ者ハテ居リマス、勿論先程申上ガルヤウニ、固ヨリ此ノ急激ナル企業合同ハ、却テ混亂ヲ招ク虞ガアリマスカラ、是ハ慎シマナケレバナラスト思フノデアリマスケレドモ、ドウシテモ業者ノ整理ト云フコトハ、經濟統制ノ歸結點ダト思ヒマス、今ヤ各地ニ企業合同ヲandon／＼ヤリツツア

リマスルガ、其ノ申デ業種別ノ企業合同ト、
綜合的ノ企業合同ト、二ツノ合同ノ形式ガ
アルノデアリマスルガ、最近ドウモ考ヘナ
ケレバナラヌ問題ガ起ツテ參リマシタ、現
在北海道方面ニ、特ニ企業合同ヲ巧クヤツ
テ居ル所ガ、私共調査シタ結果アルノデア
リマスガ、其ノ申デモ北海道ノ平取村ノ
全村的ナ、所謂綜合的企業合同ノ如キハ全
ク模範的アリマシテ、合同當時ハ實ニ順
調ニ行ツテ居ツタノデアリマス、所ガ茲ニ
考ヘナケレバナラヌ大キナ問題が起リマシ
タ、即チ此ノ企業合同ヲ此ノ全村ガヤツテ
居ルノデアリマスルガ、突然數軒ノ新營業
者ハ新シイ商品ヲ安ク賣リ「サービス」モ巧ク
ヤルノデ、企業合同ノ商店ハ直ニ混亂シ
テ參ツテシマツタ、一方新シイ數軒ノ營業
者ハメキヽ繁榮シテ參ツタノデアリマス、
ソコデ片方ノ企業合同ト云フモノニ非常ナ
ル動搖ヲ來シ、遂ニハ組合員ガ幹部ニ對シ
テ非常ニ憤激致シマシテ、刃傷沙汰ヲ起
シ、或ハ殺サレタ者サヘ幹部ニアルト云フ
話ヲ承ツテ居ルノデアリマス、ソコデ斯ノ
如キハ企業合同ニ無論缺陷モアルノデアリ
マスケレドモ、若シ免許制度ガ確立シテ居
リマスルナラバ、新シイ營業者ガ、サウ云
フヤウナ所デ開業ハ出來得ナイノデアリマ
スカラ、ソコニ初メテ免許制ト云フモノノ
必要ガ痛切ニ感ゼラレルノデアリマス、ソ
コデ企業合同ト云フコトト免許制度ト云フ
モノハ、不離不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルノ
デアリマス、サウシテ商業界ニ流レ込ムモ
ノモ、之ヲ以テ防止スルコトガ一面ニ於テ
合致スル譯デアリマス、斯ノ如キ場合ニ於
テ國家總動員法ガ發動シ、國家總動員法ノ

中ニ此ノ免許ト云フ問題モ盛込マレタヤウデアリマスガ、是ハスウ云フヤウナ小サイ商業者マデ發動シ得ルノデアリマスカ、大綱ダケヲ御説明願ヒタイト思フノデアリマスガ、大體免許制度ハヤハリ單行法デ出サナケレバナラナイ、同時ニ企業合同ニ對シテモ、ドウシテモ企業法ト云フヤウナ單行法ヲ出サナケレバ、大キナ會社ノ合併ト云フコトハ、是ハ國家ノ大局カラ、國家總動員法ガ發動シテモ宜イノデアリマスケレドモ、小サイ企業合同ニ對シテ、別ニ單行法ヲ出シテ親切ニ企業合同サセル、サウシテ前途ノ見透シモ能ク付ケテ行クト云フヤウナ方法ニシナケレバ到底是ハ巧ク行カナイ、多々益失業者ガ出來ル、ソレカラモウ一つハ業者モ非常ニ困ルコトニナルト云フ風ニ考ヘテ居リマスルガ、以上ノ諸點ニ付テ御意見ヲ承リタイト思ヒマス

モノモ、斯様ナ譯デゴザイマシテ、只今
ノ所決定シテ居リマセヌ、十分慎重ニ研究
致シマシテ決定シタイト考ヘテ居リマス、
ソレカラ企業合同ニ付テ、何カ根據ニナル
法律ヲ作ツタラドウカト云フ御話デゴザイ
マスガ、是ハ能ク考究シタイト存ジマス
○伊東委員 中小商工業者ノ維持育成ヲヤ
ルト云フコトニ付テハ、現況デハ維持育成
ハ出来ナイカラ、ソレニ對スル對策ヲ講ゼ
ナケレバナラナイ、併シ其ノ内出來ルダケ
中小商工業者ガ困ラナイヤウニ、現在ノ情
勢ヲシテヤルコトガ必要ダト思フノデアリ
マスガ、ソレニ付テ一ツ御伺ヒシタイコト
ハ、生産者ノ直賣問題デアリマス、生産者
ガ自分ノ生産シタ品ヲ、消費者へ直接賣ル
ト云フコトハ、特別ノ法律、制限ガナイ以
上ハ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアリマセ
ウ、併シナガラ此ノ點ガ中小商工業者ノ維
持ノ上ニ於テ、非常ニ大切ナコトダト思
フノデアリマス、今例ヲ舉ゲテ見マスナ
ラバ、私ハ先般千葉縣ニ參リマシタガ、千
葉縣カラ毎日東京市内ニ生産者自ラガ果
實、蔬菜、卵或ハ鶏ミタイナモノヲ、直接
賣リニ來ルモノガドレ位居ルカト申シマス
ト、毎日五千人以上東京市内ニ入込ンデ
來ルノデアリマス、其ノ入込ンデ來ラレタ
グケ中小商工業者ノ領域ヲ、非常ニ奪ハレ
ルノデアリマスカラ、ソコニ業者ノ維持ト
云フモノガ出來ナイコトニナルノデアリマ
ス、或ハ二、三日前カラ新聞紙上ヲ賑ハシ
テ居リマス魚市場ノ問題ニ致シマシテモ、
漁聯ガ生産者ノ立場デ、直接都會ニ出テ來
シテ、出來ルダケ中間ノ搾取ヲ少クスルト

云フヤウナ考ヘ方カラ致シマスナラバ、ソレハ其ノ點相當ノ理由ガアルニ致シマシテモ、斯ウ云ツタヤウナ配給機構ノ不完備ノ爲ニ、直接漁聯ガ魚ヲ賣ツテ居ル、ソレバカリナヌベ宜ノデアリマスケレドモ、今ハ直接生産地カラ來タモノガ、商人ノ手ヲ經由セズニ、所謂消費者——料理屋アタリへ直賣サレルト云フ事實ガ多イノデアリマス、斯様ナ點ヲ其ノ儘放任シテ置キマスナラバ、決シテ中小商工業者ノ維持ト云フモノハ出來得ナイ、斯ウ云ウ工合ニ私ハ考ヘルノデアリマス、ソコデ産業組合ト商業組合トノ販賣商品ニ對シマシテモ、境ヲ明力ニ立テルト云フコトガ一番必要デ、生産資材ハ無論産業組合ガ配給ヲヤル、隨テ肥料ノヤウナ農家ガ専用スルヤウナモノハ、商業組合カラ産業組合ニ全部商權ヲ奉還シテ貨トカ、食糧品トカ云フヤウナモノハ一切宜イ、肥料ハ農村專用ノモノデアルカラ産業組合ガ扱ヘ其ノ代リニ日用品トカ、雜貨トカ、食糧品トカ云フヤウナモノハ一切商業組合、商人ノ方ヘ返セ、ト云フヤウナコトニナリマスナラバ、茲ニ初メテ中小商工業者ノ維持ト云フモノモ出來ルト思ツテ居リマス、大體私ハ例ヲ引イテ申上ゲタノデ、外ニモ段々例ガアリマスガ、一體生産者ノ直賣問題ニ對シテ、ドウ云フ工合ニ御考ヘニナツテ居ルノデアリマスカ、今ハ配給機構ノ改善ニ色々心配サレテ居ルヤウデアリマスケレドモ、今回ノ生活必需品配給機構要綱デハ、到底斯ウ云ツタヤウナ生産者自ラ直賣スルコトヲ止メルト云フコトハ出來得ナイデナイカ、サウ云フコトニナルト、アリマスガ、此ノ點如何デアリマスカ

○伊東委員 其ノ點ハツキリ致シマシタガ、モウ一點御伺ヒシタイコトハ、此ノ點部長ハドウ云フ工合ニ御考ヘニナツテ居ルカ、ソレハ生活必需品ノ統制ニ對シテアリマス、價格統制ヲ先ニスルコトガ宜イカ、配給機構ノ整備ヲ併行シテヤルコトガ宜イカト云フ問題デアリマスガ、私ハ少クトモ配給機構ノ整備ヲ先ニセナケレバ、物ノ圓滑ナル配給ハ出來得ナイト考ヘテ居リマス、此ノ點ハ如何デアリマスカ

○堀政府委員　御話ノ通りト考ヘマス、配給機構ノ整備ト云フコトハ、是ハ如何ナル場合ニモ必要ナモノデアルト考ヘテ居リマス

活必需品ニ對シテ全面的ニ出來タガ、私共ハドウシテモ價格公定ヨリモ、先ニ配給機構ノ整備ヲヤラケレバ、物ガ圓満ニ流レルト云フコトハ出來得ナイト思フ、ソコデ配給機構ヲ先ニ整備スペキモノダト云フコトヲ考ヘテ居ル、此ノ點ニ付テハ商工省アタリニモ、御注意ヲ申上ゲタコトモアルノデアリマス、所デ商工省ハ漸ク十一月二十二日附デ、生活必需品配給機構ニ付テノ要綱ヲ、各縣ニ示シテ居ル、示シタガ尙ホ今日ト雖モマダ其ノ機構ノ改善ガ出來ナイ、今ノ所デハ今後一箇月掛カルカ、二箇月掛カルカ、各縣ノ生活必需品ノ配給機構ト云フモノハ、前途ガ甚ダ危イヤウニ考ヘルノデアリマス、ソコデ今御話ニナル所ノ配給機構ノ整備ヲ先ニスルト云フ御意見ト、商工省ノ現在現實ニ實行サレテ居ル事柄ト達ツテ居ルヤウニ考ヘラレマスガ、此ノ點如何デアリマスカ。

○堀政府委員 配給機構ノ整備ハ、是ハ是非必要デゴザイマスルガ、先般モ申上ゲマシタ通り、中々急激ニ機構ヲ變更スルト云フコトハ出來マセヌノデ、物資ノ流レニ急激ナ變動ヲ起サナイヤウニシツツ、且ツ業者ニモ無理ノ行カヌヤウニシツツ、之ヲ促進スルト云フノガ、只今ノヤリ方デアリマス、唯價格ノ方ハ御承知ノ通り放置スレバ、價格公定ガ先ニナツタト云フ結果ニナツテ居リマスケレドモ、是ハ已ムヲ得ナルノデ、價格公定ハ商工省トシテハ非常ニ急イデ致シマシタノデ、配給機構ノ整備ヨリモ、價格公定ガ先ニナツタト云フ結果ニルダケ之ヲ速カニ實行シマシテ、價格公定ト相俟ツテ、經濟上ノ安定ヲ來スコトヲ考

○伊東委員 モウ一點ダケ御尋ネ致シマス
ガ、ドウカ生活必需品ダケナリトモ、配給
機構ノ整備ヲ一刻モ早ク完成スルヤウニシ
ニ更ニ最後ニ一點御尋ネシタイコトハ、統
制ニ關スル將來ノ見透シデアリマス、商人
殊ニ中小商人ノ一番心配致シテ居リ、不安
ニ考ヘテ居リマスルコトハ、一體將來配給
統制ハドウナルグラウ、價格ノ變動ハドウ
云フ工合ニナルグラウ、又公定價格ガ下ル
ヤウナ氣遣ヒガアリハシナイカ、或ハ資材
ノ統制ハ是レ以上強化サレルノデハナカラ
ウカト云ツタヤウナ前途觀ニ對シ、業者ハ
頗ル不安ヲ持ツテ居ルノデアリマス、ソコ
デ一體新體制ト云フモノハ、私ハ何モ難カシ
イモノデハナイ、唯新體制トハ一般國民ニ
ハ經濟ノ新體制ニ致シマシテモ、政治ノ新
體制ニ致シマシテモ、總テ國民ニ希望ヲ持
ルト云フコトデアルト思ツテ居リマス、是ハ
タセルト云フコトデアルト思ヒマス、所デ
現在國民ハ非常ナル不安焦躁デアツテ、斷
ジテ希望ヲ持ツテ居リマセヌ、此處ニ相當
考ヘテ戴カナケレバナラヌ點ガ多イ、是ハ
商工省アタリノ上ノ方々デハ、此ノ點ハ御
分リニナラヌコトガ多イノデアリマス、ソ
コデ資材ノ如キハ無論國際情勢ノ變動ニ依
ツテ——日米戰争デモ起リマスルナラバ、
是ハ或ハ色々ナ方面カラ言ヒマシテ、已ム
ヲ得ナイモノモ澤山アリマセウ、併シ一般
商品ニ對シテハ特別ナル變動ガナイ以上ハ、
私ハ配給統制ト云フモノハ、モウ是レ位ノ
程度ニシテ置カレルコトガ宜イノデハナイ
カ、サウシテ少シハユトリヲ置カレルコト

ガ宜い、是レ以上全面的ニ統制ヲスルト云
フコトニナリマスト、モウ中小商工業者ノ
如キハ、ドウスルコトモ出來得ナイ情勢ニ
ナルノデアリマス、ソコデ一般ニ統制ハド
ウナルダラウカト云フコトヲ、非常ニ考ヘテ
居リマスルケレドモ、大體此ノ程度デ置ク
ト云フ考ヘデアリマスカ、無論價格ノ如キ
ハ、適正價格ニ持ツテ行カナケレバナリマ
スマイカラ、ソレハ已ムヲ得ヌト致シマシ
テモ、商品ノ統制ハ大體此ノ程度デ宜イノ
デハナイト想ヒマス、サウンスマスルト、
只今配給統制ヲ得ケタ商品ト云フモノハ——
大體ニ於テ生活ノ必需品ノ中ニモ、マダ統
制ノ出來ナイモノモアルシ、ソレ以外ノ一
般用ノ商品ハ、其ノ儘デ置キマスルナラバ、
ソニニユトリガ出來マスノデ、是デ中小商
工業者ノ維持ガ出來ルノデハナカラウカト
考ヘル、ソコデ御尋ネシタイコトハ、是ハ部
長カラ御答ヘハ出來ヌカモ知レマセヌガ、
今後國策會社ト云フヤウナモノヲドン／＼
作ツテ行ツテ、配給統制ヲヤルト云フヤウ
ナコトニナリマスナラバ、總テ商人ノ領域
ガ侵サレテ、商人ノナスペキコトハ全部取
上げラレルノデアリマスカラ、茲ニ商人ト
云フモノガ非常ニ困ツテ來テ、左様ナ全面
的ノ物資統制ヲヤルト云フコトニナツタ時
ニ、彌ガ上ニモ失業者ハ限リナク出ルモノ
ト見ナケレバナラナイ、サウ致シマスト、
僅カノ更生金庫ノ資金位デハ、ドウニモナ
ラナイ、無論生活必需品ノ統制ハヤラナケ
レバナラヌガ、大體ニ於テ私共ハモウ出来
タト考ヘテ居リマスノデ、配給統制ハ大方
當中小商工業者ハ救ハレルノデハナイカ、
云フヤウナコトニナリマスレバ、ソコデ相

左様ニ存ジテ居ル譯デアリマス、此ノ問題ニ對スル將來ノ見透シハ洵ニ難カシイノデアリマスケレドモ、一般ノ中小商工業者ノ最モ聽カント欲スル所デアリマスカラ此ノ點御答辯願ヒタイト思フノデアリマス○堀政府委員 只今御話ノ點ハ商工行政全般ニ通ズル問題デゴザイマシテ、私カラ御マセヌガ、私ノ意見ヲ申上ダマスナラバ、此ノ統制會社ノ設立ト云フヤウナコトモ是マデトテ何モ事ヲ好ンデヤツチ居タ譯デハアリマセヌノデ、物資ノ配給上ソレガ必要デアル場合ニ限り實行シテ居ツタノデゴザイマシテ、此ノ方針ハ今後トモ變ラナイト考ヘテ居リマス、國際情勢ノ變化ニ依リ、又物動計畫ノ強化ニ依リマシテ、今後トモ必要ガ起キマスレバ、ヤハリ統制會社ヲ作ツテ、物ノ配給ヲ考ヘルト云フ必要モ起ルカト思ヒマスガ、左様ナ場合ニ關係ノ業者ガ蒙ムル迷惑ヲ、最モ少ナカラシメルコトニ付キマシテハ、遺憾ナキヲ期シタイト考ヘテ居リマス。

コトニ致シマシテ、此ノ國國民更生金庫法ニ關聯致シマシタ私ノ質問ハ是デ終了致シマス
○菊池委員長 清水君
○清水(徳)委員 先程ノ前田政府委員ノ御發言ニ關聯シテ、國民貯蓄獎勵局長官ノ廣瀬サンニ、一寸御尋ネシタイ、國民貯蓄組合法ノ第二條第一項「國民貯蓄組合ノ斡旋ヲ爲ス貯蓄ハ左ノ方法ニ依ルベシ」此ノ「左ノ方法」ト云フ意味ハ、私ハ種別ノヤウナ意味ニ解釋シテ居ルノデスガ、種別ト違ヒマスカ、方法ト云フコトガアナタノ此ノ間ノ答辯デハ私ニハ分ラナイ
○廣瀬政府委員 只今御尋ネニナリマシタ種別ト云フコトガダウ云フ意味カ、私ニモ實ハ諒解致シ兼ネルノデアリマスガ、詰リ一號カラ八號ニ掲グマシタヤウナ種類、之ヲツヅツ方法ト見マシテ、斯ウ云ツタヤウナ方法ニ依ル貯蓄、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ル譯デアリマス、詰リ貯蓄ノ方法トシテハ第一號カラ第八號マデノヤウナモノガアル、其ノ方法ノモノニ付テ貯蓄組合ガ斡旋ヲスル、斯ウ云フ意味合デ提案致シタ次第デアリマス
○清水(徳)委員 躊テ此ノ法令ガ發令サレルト、讀ム人ガ恐ラク迷フダラウト思フカラ、私ハ心配スルノデスガ、第二項ニ行キマシテ「前項ノ貯蓄ノ斡旋ノ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」斯ウ書イテアルモノダカラ、ドウモ貯蓄ノ斡旋ノ方法ト、斡旋ヲナス貯蓄ノ方法トガコンガラカル、同ジコトヲ繰返シテ居ルヤウニ見エル、一寸見タ所デハ非常ニ分リニクイ、其ノ點ハ方法ト云フ言葉ヲ止メテ「國民貯蓄組合ノ斡旋ヲ爲ス貯蓄ハ左ノ方法ニ依ルベシ」ト云フ代リニ、

左ノ種別ニ依ルベシト云フ言葉ヲ用ヒテ
差支ヘナイノデハナイカ、斯ウ言フノデス
サウスレバ第二項ニ行ツテ「前項ノ貯蓄ノ
斡旋ノ方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」ト書イ
テモコンガラカラナイ、詰リ貯蓄組合ノ斡
旋ヲナス貯蓄ノ方法ト云フ言葉ト、貯蓄ノ
斡旋ノ方法ト云フコトト非常ニコンガラカ
ル、ソレハ餘程頭ノ良イ人ナラ直グピント
來ルノデスケレドモ、頭ノ良クナイト言ツ
テハ語弊ガアリマスケレドモ、普通ノ頭デ
ハ一寸分ラナイ、私ハサウ見ル、ソレデ此
ノ初メノ「左ノ方法ニ依ルベシ」ト云フノハ
アナタノ御答辯ニ依ルト、種別ト何等ノ區
別ガナイ、私ハアナタノ御答辯ノ内容ニ付
テ異議ガアルノデハナイ、私ガ質問シタヤ
ウナ惑ヒヲ起スカラ、寧ロ種別ト云フコト
ニシタラドンナモノグラウ、修正ト云フコ
トハ討論ノ時ニ言ハナケレバナラヌノデ、
私ハ此ノ前ノ質問ノ時ニ氣ガ付イテ居ツタ
ケレドモ、其ノ點ハ強ヒテ言ハナカツタ、
併シ前田サンガ先程何カ御發言ニナツタコ
トハ、恐ラクスウシタコトカラ關聯シテ誤
解ガアル爲ニ、前田サンモ誤解ニ陥ツタノ
デハナカラウカ、詰リ前田サンノ答辯ト栗
原サン及び廣瀬サンノ御答辯トハ、私ノ頭
デハ違ツテ居ルト思フ、前田サンノヤ立ニ
解釋スルノガ普通デ、寧ロ長官及ビ次長ノ
ヤウニ御解釋ニナルノガ普通デハナイノダ、
ケレドモソレハ發案者ノ才立場カラサウ言
フノデセウ、私共モ御察シシマス、役所ト
シテノ色々合議ノ仕方モアリマセウシ、或
ハ下打合セガ十分出來ナカツタカ、何カ其
ノ間ニ行違ヒガアツタノデハナイカト私ハ
思ヒマス、ソレハ何處ニモアルコトデ、私
ハソレヲ咎メルノデハアリマセヌ、唯今

後斯ウ云フ法令ノ出來マシタ際ニ民間ノ業者、殊ニ郵便局アタリデハ、ドウ解釋シテ宜イカ分ラヌノデハナカラウカト思ヒマス、隨テ此ノ委員會ノ質問應答ヲ書イタモノヲ配付シナケレバ、納得出來ナイノデハナカラウカト心配スル、ソンナモノヲ々配付シタノデハ、後々ノ長イ將來ニ於テ此ノ法令ガ活キテ行クノダカラ、又惑ヒヲ生ズルコトガアツテハイカスカラ、同ジ意味ナラバ寧ロ雅量ヲ示サレテ「左ノ方法ニ依ルベシ」ト云フノ種別——私ハ種別ト云フノヲ固執シマセヌ、唯惑ハナイヤウニ、アナタノ方デ何カ良イ案ガアリマシタラ、御聽カセ下サイト云フ質問デアリマス

此ノ立案ノ趣旨ト云フモノガ、此ノ法文ヲ
讀ムコトニ依ツテ、人ニ依ツテハ十分理解
シナイト云フヤウナコトガアルカモ知レヌ
ト云フ御注意ハ、有難ク拜承致シマシテ、
本法律案ガ將來公布サレルヤウナ場合ニ於
キマシテハ、政府ト致シマシテハ十分御心
配ノヤウナ點ガナイヤウニ、各種ノ方法ヲ
講ジマシテソレドヽ普及ヲ致シ、又誤解ノ
ナイヤウニ宣傳ヲ致シタイト云フ風ニ考ヘ
テ居ル次第アリマス。

○清水(徳)委員 ドウモ諄イヤウデスガ、
斡旋ヲナス貯蓄ノ方法ト云フ言葉ハ、種別
トチツトモ達ハナイト思フノデス、ドウモ
方法ト云フモノモ、種別ト云フモノモ仰シ
ヤル言葉ニ相違ガアルトハ思ハレナイ、ダ
カラ分リニクケレバ種別トスウ解釋シテモ、
宜イデハナイカト云フ位ニ、諄解シテ居リ
タイト思フ、廣瀬サンモ坐席デ黙シテ頭ヲ
下ゲテ居ラレルカラ、私強ヒテ咎メマセヌ、
ソコデ次ニ郵便貯金又ハ郵便年金ノ掛金、
若シクハ簡易生命保険ノ保険料ノ拂込、斯ウ
云フモノヲ斡旋スルト云フコトハ、ドウ云フ
コトデスカ、具體的ニ御示シヲ願ヒタイ
○廣瀬政府委員 斡旋ヲ致シマス方法ハ、
第二項ニアリマスヤウニ、命令ヲ以テ定メ
ル豫定ニナツテ居ルノデアリマシテ、是ハ
先日ノ委員會ニ於キマシテモ、大體私カラ
申上ゲタト思フノデアリマス、要スルニ組
合ガ斡旋ヲ致シマスノハ、組合員ガ希望ヲ
ス方法デアリマスレバ、ソレヲ組合ニ於テ
世話ヲスル、然ラバドウ云フ方法デ世話ヲ
スルカト申シマスト、大體ハ此ノ命令定

メヨウト思ヒマスコトハ、二ツノ行キ方ガ
アルノデアリマス、詰リ郵便貯金ノ掛金ニ
致シマシテモ、或ハ銀行ノ預金ニ致シマシ
テモ、組合員銘々ニ預金ノ通帳ヲ銘々ノ名
義ニシテ、其ノ金ダケハ組合ノ代表者、或
ハ組合長ガ預カリマシテ、銀行ニ拂込ミ又
ハ郵便局ニ拂込ンデ、其ノ預金通帳ハ組合
員ノ名義ヲ書込ミマシテ、ソレヲ各組合員
ノ手許ニ戻ス、此ノ預金ヲシマス時ニ、現

金ノ拂込ノ世話ヲスルト云フ方法ガ、原則
的ナ方法デアリマス、ソレカラ第二ノ方法
トシテ考ヘテ居リマスノベ、是ハ大體特殊ノ
場合デアリマスケレドモ、組合長ガ代表者
ト致シマシテ、全體ノ組合員ノ掛金ナリ預

金ナリヲ預カリマシテ、一人ノ名儀デ銀行
ニ預ケル、サウシテ其ノ通帳ハ組合長ノ名前
デ持ツテ居ル、サウ云フ場合ヲ豫想シテ居
ルノデアリマスガ、大體此ノ二項デ命令ヲ
以テ定メヨウト思ヒマスコトハ、此ノ二ツ
ノ場合ヲ豫定シテ居ルノデアリマス、左様

御諄承ヲ願ヒマス

○清水(徳)委員 此ノ簡易生命保険ノ保険
料ノ拂込ノ斡旋ト云フノハ、ドウ云フコト
デセウカ、具體的ニ言ヘバ……

○栗原政府委員 簡易生命保険ノ保険
料ノ拂込ノ斡旋ト云フコトヲ妨ゲル——ト云フ
ト、語弊ガアルカモ知レマセヌガ、サウ云

フコトニ付キマシテハ、此ノ際何等考ヘテ
居ラナイノデゴザイマス

○清水(徳)委員 ドウモ栗原サンハ簡易生
命保険ノコトヲ、餘り能ク御存ジナイノデ
ハナイカト云フ感ジガスルノデ、甚ダ失禮

デアリマスガ、簡易生命保険局長カラ其ノ
點ハ詳細ニ御答ヘ願ヒタイノデス

○菊池委員長 間モナク見エルサウデスカ
ラ、此ノ際暫ク休憩致シマス

午後二時五十分休憩

○菊池委員長 午後三時開議

○清水(徳)委員 重ネテ御尋ネ致シマス、

○菊池委員長 休憩前ニ引續キ委員會ヲ開

○大島委員 簡單ニ一、二御伺ヒシテ見タ

イト思フノデアリマス、是ハ勸業銀行、農

業銀行法中改正法律案、右三案ニ對スル御質問ハアリマセヌカ

○菊池委員長 是デ國民貯蓄組合法案、國

民更生金庫法案ニ對スル質疑ハ濟ミマシ

タ、次ニ併託サレマシタ日本勸業銀行法中
改正法律案、北海道拓殖銀行法中改正法律

案、農工銀行法中改正法律案、右三案ニ對

スルカト申シマスト、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

ノデアリマス、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

メヨウト思ヒマスコトハ、二ツノ行キ方ガ
アルノデアリマス、詰リ郵便貯金ノ掛金ニ
致シマシテモ、或ハ銀行ノ預金ニ致シマシ
テモ、組合員銘々ニ預金ノ通帳ヲ銘々ノ名
義ニシテ、其ノ金ダケハ組合ノ代表者、或
ハ組合長ガ預カリマシテ、銀行ニ拂込ミ又
ハ郵便局ニ拂込ンデ、其ノ預金通帳ハ組合
員ノ名義ヲ書込ミマシテ、ソレヲ各組合員
ノ手許ニ戻ス、此ノ預金ヲシマス時ニ、現

金ノ拂込ノ世話ヲスルト云フ方法ガ、原則
的ナ方法デアリマス、ソレカラ第二ノ方法
トシテ考ヘテ居リマスノベ、是ハ大體特殊ノ
場合デアリマスケレドモ、組合長ガ代表者
ト致シマシテ、全體ノ組合員ノ掛金ナリ預

金ナリヲ預カリマシテ、一人ノ名儀デ銀行
ニ預ケル、サウシテ其ノ通帳ハ組合長ノ名前
デ持ツテ居ル、サウ云フ場合ヲ豫想シテ居
ルノデアリマスガ、大體此ノ二項デ命令ヲ
以テ定メヨウト思ヒマスコトハ、此ノ二ツ
ノ場合ヲ豫定シテ居ルノデアリマス、左様

御諄承ヲ願ヒマス

○清水(徳)委員 付キマシテ希望スル方法ニ依ツテ、組合長
ガ斡旋ノ勞ヲ執ル、斯ウ云フ趣旨デアリマ
シテ、組合員組合員ノ希望如何ニ拘ラズ、
自分ガ行ツテソレヲ集金スルトカ、加入ノ
勸誘ヲスルトカハ此ノ際強ヒテナサラナイ、
組合員ノ希望ニ依リマシテ、組合長ガ拂込
ノ斡旋ヲスルト云フヤウニ、解シテ居ルノ
デゴザイマス

○清水(徳)委員 サウスルト簡易生命保険
ノ保険料ノ取立ハ、特定郵便局ニアリマシ
テハ、主ニ組合ニ加入シナインダケニ保険
料ヲ取立テルノデスカ、其ノ他ノ組合員ニ
対シテハ、簡易生命保険料ノ拂込ヲ取扱フ
コトガ少クナルノデスカ、其ノ點ハドウナ
ンデスカ

○栗原政府委員 郵便局員ガ簡易生命保険
ノ保険料ノ集金ニ參リマスコトニ對シマ
シテ、組合ガソレヲ出來ルトカ出來ナイト
カ、或ハサウ云フコトヲ妨ゲル——ト云フ
ト、語弊ガアルカモ知レマセヌガ、サウ云

フコトニ付キマシテハ、此ノ際何等考ヘテ
居ラナイノデゴザイマス

○清水(徳)委員 ドウモ栗原サンハ簡易生
命保険ノコトヲ、餘り能ク御存ジナイノデ
ハナイカト云フ感ジガスルノデ、甚ダ失禮

デアリマスガ、簡易生命保険局長カラ其ノ
點ハ詳細ニ御答ヘ願ヒタイノデス

○菊池委員長 私ハソレニ依ツテ了解致
シマシタ、外ニ御尋ネシタイトコガアツタ
ノデスガ、是デ止メテ置キマス

○清水(徳)委員 云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○廣瀬政府委員 仰セノ通リデアリマス
テ居ル特定郵便局ガ此ノ法律案ノ爲ニ惡イ影
響ヲ受クルヤウナコトハナイ、惡イ影響ト
云フ意味ハ、給料、手當其ノ他收入ノ減ズ
ルト云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○清水(徳)委員 仰セノ通リデアリマス
テ居ルモノガ、殊ニ簡易生命保険ヲ取扱ツ
テ居ル特定郵便局ガ此ノ法律案ノ爲ニ惡イ影
響ヲ受クルヤウナコトハナイ、惡イ影響ト
云フ意味ハ、給料、手當其ノ他收入ノ減ズ
ルト云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○廣瀬政府委員 云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○菊池委員長 是デ國民貯蓄組合法案、國

民更生金庫法案ニ對スル質疑ハ濟ミマシ

タ、次ニ併託サレマシタ日本勸業銀行法中
改正法律案、北海道拓殖銀行法中改正法律

案、農工銀行法中改正法律案、右三案ニ對

スルカト申シマスト、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

ノデアリマス、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

メヨウト思ヒマスコトハ、二ツノ行キ方ガ
アルノデアリマス、詰リ郵便貯金ノ掛金ニ
致シマシテモ、或ハ銀行ノ預金ニ致シマシ
テモ、組合員銘々ニ預金ノ通帳ヲ銘々ノ名
義ニシテ、其ノ金ダケハ組合ノ代表者、或
ハ組合長ガ預カリマシテ、銀行ニ拂込ミ又
ハ郵便局ニ拂込ンデ、其ノ預金通帳ハ組合
員ノ名義ヲ書込ミマシテ、ソレヲ各組合員
ノ手許ニ戻ス、此ノ預金ヲシマス時ニ、現

金ノ拂込ノ世話ヲスルト云フ方法ガ、原則
的ナ方法デアリマス、ソレカラ第二ノ方法
トシテ考ヘテ居リマスノベ、是ハ大體特殊ノ
場合デアリマスケレドモ、組合長ガ代表者
ト致シマシテ、全體ノ組合員ノ掛金ナリ預

金ナリヲ預カリマシテ、一人ノ名儀デ銀行
ニ預ケル、サウシテ其ノ通帳ハ組合長ノ名前
デ持ツテ居ル、サウ云フ場合ヲ豫想シテ居
ルノデアリマスガ、大體此ノ二項デ命令ヲ
以テ定メヨウト思ヒマスコトハ、此ノ二ツ
ノ場合ヲ豫定シテ居ルノデアリマス、左様

御諄承ヲ願ヒマス

○清水(徳)委員 付キマシテ希望スル方法ニ依ツテ、組合長
ガ斡旋ノ勞ヲ執ル、斯ウ云フ趣旨デアリマ
シテ、組合員組合員ノ希望如何ニ拘ラズ、
自分ガ行ツテソレヲ集金スルトカ、加入ノ
勸誘ヲスルトカハ此ノ際強ヒテナサラナイ、
組合員ノ希望ニ依リマシテ、組合長ガ拂込
ノ斡旋ヲスルト云フヤウニ、解シテ居ルノ
デゴザイマス

○清水(徳)委員 サウスルト簡易生命保険
ノ保険料ノ取立ハ、特定郵便局ニアリマシ
テハ、主ニ組合ニ加入シナインダケニ保険
料ヲ取立テルノデスカ、其ノ他ノ組合員ニ
対シテハ、簡易生命保険料ノ拂込ヲ取扱フ
コトガ少クナルノデスカ、其ノ點ハドウナ
ンデスカ

○栗原政府委員 郵便局員ガ簡易生命保険
ノ保険料ノ集金ニ參リマスコトニ對シマ
シテ、組合ガソレヲ出來ルトカ出來ナイト
カ、或ハサウ云フコトヲ妨ゲル——ト云フ
ト、語弊ガアルカモ知レマセヌガ、サウ云

フコトニ付キマシテハ、此ノ際何等考ヘテ
居ラナイノデゴザイマス

○清水(徳)委員 ドウモ栗原サンハ簡易生
命保険ノコトヲ、餘り能ク御存ジナイノデ
ハナイカト云フ感ジガスルノデ、甚ダ失禮

デアリマスガ、簡易生命保険局長カラ其ノ
點ハ詳細ニ御答ヘ願ヒタイノデス

○菊池委員長 云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○廣瀬政府委員 仰セノ通リデアリマス
テ居ルモノガ、殊ニ簡易生命保険ヲ取扱ツ
テ居ル特定郵便局ガ此ノ法律案ノ爲ニ惡イ影
響ヲ受クルヤウナコトハナイ、惡イ影響ト
云フ意味ハ、給料、手當其ノ他收入ノ減ズ
ルト云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○清水(徳)委員 云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○菊池委員長 是デ國民貯蓄組合法案、國

民更生金庫法案ニ對スル質疑ハ濟ミマシ

タ、次ニ併託サレマシタ日本勸業銀行法中
改正法律案、北海道拓殖銀行法中改正法律

案、農工銀行法中改正法律案、右三案ニ對

スルカト申シマスト、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

ノデアリマス、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

メヨウト思ヒマスコトハ、二ツノ行キ方ガ
アルノデアリマス、詰リ郵便貯金ノ掛金ニ
致シマシテモ、或ハ銀行ノ預金ニ致シマシ
テモ、組合員銘々ニ預金ノ通帳ヲ銘々ノ名
義ニシテ、其ノ金ダケハ組合ノ代表者、或
ハ組合長ガ預カリマシテ、銀行ニ拂込ミ又
ハ郵便局ニ拂込ンデ、其ノ預金通帳ハ組合
員ノ名義ヲ書込ミマシテ、ソレヲ各組合員
ノ手許ニ戻ス、此ノ預金ヲシマス時ニ、現

金ノ拂込ノ世話ヲスルト云フ方法ガ、原則
的ナ方法デアリマス、ソレカラ第二ノ方法
トシテ考ヘテ居リマスノベ、是ハ大體特殊ノ
場合デアリマスケレドモ、組合長ガ代表者
ト致シマシテ、全體ノ組合員ノ掛金ナリ預

金ナリヲ預カリマシテ、一人ノ名儀デ銀行
ニ預ケル、サウシテ其ノ通帳ハ組合長ノ名前
デ持ツテ居ル、サウ云フ場合ヲ豫想シテ居
ルノデアリマスガ、大體此ノ二項デ命令ヲ
以テ定メヨウト思ヒマスコトハ、此ノ二ツ
ノ場合ヲ豫定シテ居ルノデアリマス、左様

御諄承ヲ願ヒマス

○清水(徳)委員 付キマシテ希望スル方法ニ依ツテ、組合長
ガ斡旋ノ勞ヲ執ル、斯ウ云フ趣旨デアリマ
シテ、組合員組合員ノ希望如何ニ拘ラズ、
自分ガ行ツテソレヲ集金スルトカ、加入ノ
勸誘ヲスルトカハ此ノ際強ヒテナサラナイ、
組合員ノ希望ニ依リマシテ、組合長ガ拂込
ノ斡旋ヲスルト云フヤウニ、解シテ居ルノ
デゴザイマス

○清水(徳)委員 サウスルト簡易生命保険
ノ保険料ノ取立ハ、特定郵便局ニアリマシ
テハ、主ニ組合ニ加入シナインダケニ保険
料ヲ取立テルノデスカ、其ノ他ノ組合員ニ
対シテハ、簡易生命保険料ノ拂込ヲ取扱フ
コトガ少クナルノデスカ、其ノ點ハドウナ
ンデスカ

○栗原政府委員 郵便局員ガ簡易生命保険
ノ保険料ノ集金ニ參リマスコトニ對シマ
シテ、組合ガソレヲ出來ルトカ出來ナイト
カ、或ハサウ云フコトヲ妨ゲル——ト云フ
ト、語弊ガアルカモ知レマセヌガ、サウ云

フコトニ付キマシテハ、此ノ際何等考ヘテ
居ラナイノデゴザイマス

○清水(徳)委員 ドウモ栗原サンハ簡易生
命保険ノコトヲ、餘り能ク御存ジナイノデ
ハナイカト云フ感ジガスルノデ、甚ダ失禮

デアリマスガ、簡易生命保険局長カラ其ノ
點ハ詳細ニ御答ヘ願ヒタイノデス

○菊池委員長 云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○廣瀬政府委員 仰セノ通リデアリマス
テ居ルモノガ、殊ニ簡易生命保険ヲ取扱ツ
テ居ル特定郵便局ガ此ノ法律案ノ爲ニ惡イ影
響ヲ受クルヤウナコトハナイ、惡イ影響ト
云フ意味ハ、給料、手當其ノ他收入ノ減ズ
ルト云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○清水(徳)委員 云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○菊池委員長 是デ國民貯蓄組合法案、國

民更生金庫法案ニ對スル質疑ハ濟ミマシ

タ、次ニ併託サレマシタ日本勸業銀行法中
改正法律案、北海道拓殖銀行法中改正法律

案、農工銀行法中改正法律案、右三案ニ對

スルカト申シマスト、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

ノデアリマス、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

メヨウト思ヒマスコトハ、二ツノ行キ方ガ
アルノデアリマス、詰リ郵便貯金ノ掛金ニ
致シマシテモ、或ハ銀行ノ預金ニ致シマシ
テモ、組合員銘々ニ預金ノ通帳ヲ銘々ノ名
義ニシテ、其ノ金ダケハ組合ノ代表者、或
ハ組合長ガ預カリマシテ、銀行ニ拂込ミ又
ハ郵便局ニ拂込ンデ、其ノ預金通帳ハ組合
員ノ名義ヲ書込ミマシテ、ソレヲ各組合員
ノ手許ニ戻ス、此ノ預金ヲシマス時ニ、現

金ノ拂込ノ世話ヲスルト云フ方法ガ、原則
的ナ方法デアリマス、ソレカラ第二ノ方法
トシテ考ヘテ居リマスノベ、是ハ大體特殊ノ
場合デアリマスケレドモ、組合長ガ代表者
ト致シマシテ、全體ノ組合員ノ掛金ナリ預

金ナリヲ預カリマシテ、一人ノ名儀デ銀行
ニ預ケル、サウシテ其ノ通帳ハ組合長ノ名前
デ持ツテ居ル、サウ云フ場合ヲ豫想シテ居
ルノデアリマスガ、大體此ノ二項デ命令ヲ
以テ定メヨウト思ヒマスコトハ、此ノ二ツ
ノ場合ヲ豫定シテ居ルノデアリマス、左様

御諄承ヲ願ヒマス

○清水(徳)委員 付キマシテ希望スル方法ニ依ツテ、組合長
ガ斡旋ノ勞ヲ執ル、斯ウ云フ趣旨デアリマ
シテ、組合員組合員ノ希望如何ニ拘ラズ、
自分ガ行ツテソレヲ集金スルトカ、加入ノ
勸誘ヲスルトカハ此ノ際強ヒテナサラナイ、
組合員ノ希望ニ依リマシテ、組合長ガ拂込
ノ斡旋ヲスルト云フヤウニ、解シテ居ルノ
デゴザイマス

○清水(徳)委員 サウスルト簡易生命保険
ノ保険料ノ取立ハ、特定郵便局ニアリマシ
テハ、主ニ組合ニ加入シナインダケニ保険
料ヲ取立テルノデスカ、其ノ他ノ組合員ニ
対シテハ、簡易生命保険料ノ拂込ヲ取扱フ
コトガ少クナルノデスカ、其ノ點ハドウナ
ンデスカ

○栗原政府委員 郵便局員ガ簡易生命保険
ノ保険料ノ集金ニ參リマスコトニ對シマ
シテ、組合ガソレヲ出來ルトカ出來ナイト
カ、或ハサウ云フコトヲ妨ゲル——ト云フ
ト、語弊ガアルカモ知レマセヌガ、サウ云

フコトニ付キマシテハ、此ノ際何等考ヘテ
居ラナイノデゴザイマス

○清水(徳)委員 ドウモ栗原サンハ簡易生
命保険ノコトヲ、餘り能ク御存ジナイノデ
ハナイカト云フ感ジガスルノデ、甚ダ失禮

デアリマスガ、簡易生命保険局長カラ其ノ
點ハ詳細ニ御答ヘ願ヒタイノデス

○菊池委員長 云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○廣瀬政府委員 仰セノ通リデアリマス
テ居ルモノガ、殊ニ簡易生命保険ヲ取扱ツ
テ居ル特定郵便局ガ此ノ法律案ノ爲ニ惡イ影
響ヲ受クルヤウナコトハナイ、惡イ影響ト
云フ意味ハ、給料、手當其ノ他收入ノ減ズ
ルト云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○清水(徳)委員 云フヤウナコトハナイ、斯ウ解釋シテ
宜シウゴザイマスカ、念ノ爲メ……

○菊池委員長 是デ國民貯蓄組合法案、國

民更生金庫法案ニ對スル質疑ハ濟ミマシ

タ、次ニ併託サレマシタ日本勸業銀行法中
改正法律案、北海道拓殖銀行法中改正法律

案、農工銀行法中改正法律案、右三案ニ對

スルカト申シマスト、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

ノデアリマス、詰リ組合員ノ保険料拂込ニ

メヨウト思ヒマスコトハ、二ツノ行キ方ガ
アルノデアリマス、詰リ郵便貯金ノ掛金ニ
致シマシテモ、或ハ銀行ノ預金ニ致シマシ
テモ、組合員銘々ニ預金ノ通帳ヲ銘々ノ名
義ニシテ、其ノ金ダケハ組合ノ代表者、或
ハ組合長ガ預カリマシテ、銀行ニ拂込ミ又
ハ郵便局ニ拂込ンデ、其ノ預金通帳ハ組合
員ノ名義ヲ書込ミマシテ、ソレヲ各組合員
ノ手許ニ戻ス、此ノ預金ヲシマス時ニ、現

金ノ拂込ノ世話ヲスルト云フ方法ガ、原則
的ナ方法デアリマス、ソレカラ第二ノ方法
トシテ考ヘテ居リマスノベ、是ハ大體特殊ノ
場合デアリマスケレドモ、組合長ガ代表者
ト致シマシテ、全體ノ組合員ノ掛金ナリ預

金ナリヲ預カリマシテ、一人ノ名儀デ銀行
ニ預ケル、サウシテ其ノ通帳ハ組合長ノ名前
デ持ツテ居ル、サウ云フ場合ヲ豫想シテ居
ルノデアリマスガ、大體此ノ二項デ命令ヲ
以テ定メヨウト思ヒマスコトハ、此ノ二ツ
ノ場合ヲ豫定シテ居ルノデアリマス、左様

御諄承ヲ願ヒマス

○清水(徳)委員 付キマシテ希望スル方法ニ依ツテ、組合長
ガ斡旋ノ勞ヲ執ル、斯ウ云フ趣旨デアリマ
シテ、組合員組合員ノ希望如何ニ拘ラズ、
自分ガ行ツテソレヲ集金スルトカ、加入ノ
勸誘ヲスルトカハ此ノ際強ヒテナサラナイ、
組合員ノ希望ニ依リマシテ、組合長ガ拂込
ノ斡旋ヲスルト云フヤウニ、解シテ居ルノ
デゴザイマス

○清水(徳)委員 サウスルト簡易生命保険
ノ保険料ノ取立ハ、特定郵便局ニアリマシ
テハ、主ニ組合ニ加入シナインダケニ保険
料ヲ取立テルノデスカ、其ノ他ノ組合員ニ
対シテハ、簡易生命保険料ノ拂込ヲ取扱フ
コトガ少クナルノデスカ、其ノ點ハドウナ
ンデスカ

○栗原政府委員 郵便局員ガ簡易生命保険
ノ保

○大島委員 今漁船ノ範圍ヲ承リマシタガ、
或ハ實際ノ事務取扱上、抵當權ノ登記ノ出
來ナイ程度ノモノハ、ヤリニクイト云フコ
トモ已ムヲ得ナイコトデアルカモノ存ジマセ
スガ、兎ニ角日本ハ水產國デアリマスルカラ、
特ニ水產銀行ト云フヤウナモノヲ欲シト
マス、其ノ漁船ト云フノハ、ドウ云フ程度
ノモノデアリマスカ、大キナ捕鯨船トカ、
或ハ工船デアルトカ云フヤウナモノヲ御考
ヘニナツテ居ルノカ、又ハ「トン」「二十」「ト
ン」位ノ發動機船ト云フヤウナモノヲ、之ニ
入レテオイデニナルノカ、更ニ小サイ所ノ、
機械ヲ裝置シナイ舢舨船ノヤウナモノモ、
此ノ中ニ入ツテ居ルノデアリマスカ、此ノ
點ニ付テ御伺ヒ致シマス

○山際政府委員 便宜私カラ御答ヘ申上ゲ
マス、此ノ改正法ニ依リマシテ、擔保ニ供
スルコトニ認メヨウト致シテ居リマスル漁
船ノ範圍ハ、抵當權ガ完全ナル要件ニ於テ
設定出來ル程度ノモノヲ認メタイ趣旨デゴ
ザイマス、隨ヒマシテ現在ハ抵當權登記ノ
關係上、總「トン」數二十「トン」以上、積石
數デ申シマスルト、二百石以上ノモノガ登
記出來ルト云フ現行制度デゴザイマスルカ
ラ、現行制度ノ下ニ於テ此ノ改正法ヲ實施
致シマスレバ、現在ニ於テハ其ノ程度ニ止
マラザルヲ得ナイト思ヒマスルガ、將來此
ノ抵當權登記ノ範圍ガ漸次備整セラレ、擴
張セラレマスニ連レマシテ、次第ニ其ノ漁
船ノ範圍ハニ伴ツテ擴張スルコトニナラ
ウカト考ヘテ居リマス

云フコトヘ、是ハ一般ニ水産業者ノ希望シテ
已マナイ所デアリマスガ、左様ナ根本問題力
ラ申上ゲテ居リマスルト、餘リ長クナリマ
ストイケマセヌカラ、簡単ニ御伺ヒ致シテ置
キマスルガ、是マデ實際ノ貸付ノ運用方法
等ニ付テ聞イテ見マシテモ、漁業權ハ從來
認メテハアルケレドモ、實際ノ貸付ヲスル時
ニ於テハ、是ハ此ノ法文ノ中ニモアリマスル
ガ、不動產又ハ有價證券ヲ副擔保トシテ取
ルコトヲ得ルト云フ條項ニ依ツテ、副擔保
ヲ要求サレル、而モ其ノ副擔保ニ重キヲ置
イテ、殆ド漁業權ト云フモノハ、認メテアルヤ
否ヤ分ラヌ位デアル、副擔保ノ價値ヨリ以上
ニハ貸付ヲシナイト云フヤウナコトヲ、度々
聞クノデアリマス、偶々貸付ガ稍、漁業權デモ
認メラレルト言ヘバ、寧ロ餘リ本當ノ實業
家、デナイ所ノ、一種ノ弊害ノアルトデモ申シ
マスカ、政治屋ノヤウナ者ガ介在シテ、サ
ウシテ色々ナ運動ヲシ、或ハ重役ニ色々ノ
話ヲスレバ、マア稍、幾分カソレヲ認メテ
貸スト云フ位ノモノデ、實際ニ漁業家ナド
ガ申込ンデモ、殆ド副擔保ノ價格以上ニハ
金融ヲ得ルコトガ出來ナイト云フノガ、從
來ノ實際ノ運用上ニ於ケル缺陷デアツタト
思フノデアリマスガ、斯ウ云フ工合デアリ
マスト、此ノ御趣旨ニ依ツテ水産業ノ發達
ノ爲ニ、更ニ漁船マデモ抵當物トシテ認メ
ルト云フコトニサレテモ、事實ハ何等ノ效
果モ發生シナイコトニナリハシナイカ、斯
様ニ考ヘマスガ、ソレハ漁業ナドハ危険ナ
モノデアルカラ、サウ云フ風ニ銀行ガ認メ
ルノデアラウト云フヤウナ意味合デ、御答
レドモ、此ノ點ニ付テ特ニ一ツ御意見ヲ承
ツテ見タイト思ヒマス

○廣瀬政府委員 今回ノ勸業銀行法等ノ改
正ハ、既ニ御説明申上ゲマシタヤウニ、從
來餘リ窮屈デアリマシタ色々ノ規定ヲ緩和
致シマシテ、貸付ノ範圍ヲ出來得ル限り擴
ゲタイト云フ趣旨ノ下ニ、提案致シタヤウ
ナ譯デアリマス、ソコデ只今漁船ニ付テノ
御尋ネデアリマスガ、水産金融ヲ圓滑ニス
ルト云フ問題ニ付キマシテハ、政府ト致シ
マシテモ、以前カラ注意ヲ常ニ拂ツテ居ル
所デアリマス、先年漁船保險ノ特別會計ヲ
設定シタコトモアルノデアリマスガ、是ナ
ドモヤハリ漁船ト云フモノニ對シマシテ、
漁村民ノ資產ニ對スル一種ノ安定性ヲ與ヘ
ルト云フ趣旨カラ、サウ云ツタヤウナ制度
ヲ設ケタヤウナ次第デアリマス、其ノ他漁
船ノ所有者ニ對シテ、出來ルダケ金融ノ途
組合法ノ改正其ノ他ノ際ニ於キマシテモ、
ヲ開キタイト云フコトニ付キマシテハ、單
ニ今回ノ改正ノミデハアリマセヌデ、漁業
ヤハリ水産業者全般ニ對スル金融ト云フコ
トニ付テ、漸次改正ヲ致シテ行キタイト云
フ考ヘカラデアルノデアリマス、ソレデ今
御指摘ノ漁船ノ問題ニ付キマシテハ、銀行
ノ性質トシマシテ、抵當權ノ對象トナラナ
イモノニ付キマシテハ、ドウモ致シ方ガナ
イデハナイカ、ト云フヤウニ考ヘル次第デ
アリマシテ、只今山際政府委員カラ申上ゲ
マシタヤウニ、此ノ漁船ノ登録ヲ、モツト
頓數ノ低イモノニマヂ及ボスト云フコトハ、
曾テ政府ノ内部ニ於テハ考ヘラレタコトモ
アルノデアリマス、將來或ハサウ云フコト
モ實現スルヤウナ時期ガアリハシナイカト
思フノデアリマス、サウナリマスレバ、自
然此ノ規定モ段々其ノ範圍ガ擴ゲラレルコ
トニナルノデアリマスカラ、差當リハ或ハ

御期待ニ副ヒ兼ネルヤウナ方面モアルカト
思ヒマスケレドモ、政府ノ心持トシマシテ
ハ、出來ルダケ何等カノ方法ニ依ツテ、此
ノ漁船ニ對スル金融ノ範圍ヲ擴ゲタイ、併
シナガラ又一面ニ於テハ、銀行ト云フモノ
ノ立場ヲ全然破壊スル譯ニハ行キマセヌノ
デ、銀行ノ立場ヲ破壊シナイ範圍ニ於キマ
シテ、出來ルダケノ事ヲ致シタイト云フ趣
旨カラ、本改正案ヲ提出シテ居ルヤウナ次
第デアリマス、左様御諒承ヲ願ヒマス
○大島委員 更ニ漁網ヤ漁具ニ對シテ、融
通ヲナサルヤウナ御考ヘアリヤ否ヤト云フ
コトヲ、伺ツテ見タイノデアリマス、勿論
漁網或ハ漁具ト云フヤウナモノハ、登記モ
出來ズ、隨テ銀行ノ取扱上、之ヲ擔保トス
ルコトニ困難性ガアルト云フヤウナ御考ヘ
ガアルカモ知レマセヌケレドモ、之ヲ假ニ倉
庫ニ入レテ倉荷證券ト云フヤウナモノニシ
テ、倉庫會社ノ責任アル證券ヲ發行サレタ
ヤウナ時ニ於テモ、尙ホ擔保トシテ金融ノ
途ヲ開クト云フヤウナコトハ出來得ナイノ
デアリマセウカ、此ノ點ニ付テハドウ云フ
風ナ御考ヘデアリマセウカ
○相田政府委員 漁網、漁具ヲ擔保トスル
水産資金ノ供給方法ニ付テノ御尋ねデゴザ
イマスガ、漁業財團ヲ組成シ得ルヤウナ場
合ニハ、此ノ漁業財團ノ中ニ入リマシテ、
サウ云フモノガ擔保ニナツテ、水産資金ガ
出セルト云フコトニナルト思ヒマス、唯小
マス、連帶ニ付キマシテハ、現在ノ所、連帶
貸シ、或ハ漁業組合ニ依ル貸付ト云フコト
デ、之ヲ賄ツテ行クヤウニ致シタイト思ヒ
ニ於キマシテ、五人連帶ニ改メテ居リマス、

之ニ依ツテサウ云フ比較的小サナ方面ニ對スル金融ハ、一層圓滑ニ行クノデハナイカト考ヘテ居リマス、尙ホ漁網漁具ガ倉庫證券ニナツテ居ル場合ト云フ御尋ネデゴザイマスガ、倉庫證券ヲ擔保トスル金融デゴザイマスレバ、是ハ普通ノ金融機關ニ於テ、サシテ不便ナク之ニ應ジ得ルモノト考ヘテ

○大島委員 従來十人ノ連帶デヤツテ居ツ
タノヲ、五人マデ引下ゲルト云フコトハ、
今度ノ改正案デモアルノデアリマスシ、只
今モ御話ガアリマシタガ、實際斯ウ云フ比
較的無資産階級トデモ申シマスカ、小サイ
漁業家ニ向ツテ、從來十人連帶デ相當貸付
ケラレテ居リマスデセウカ、私ノ聞キマス
所ニ依ルト、殆ド是ハ條文ノ中ニアルダケ
デ、實際ノ運用ニ當ツテハ、貸付ハシテ居
ヌヤウニ聞キマスガ、ドンナモノデアリ
マセウカ

○相田政府委員 漁業者十人以上連帶ノ數ハ、口數ニシマシテハ水産金融ノ方トシテハ、相當澤山利用サレテ居ルノデアリマシテ、漁業組合ニ對スル貸付ニ次イデ、勸業銀行ノ水産貸付ヲ見マシテモ、十人連帶貸付云フモノガ可ナリ利用サレテ居ルノデアリマス、唯金額ニシマスト小口ノモノニアリマスカラ、サウ多額ニ上ラナイノデアリテ居ルト云フコトハ、十分申上ゲ得ルトレツテ居リマス

○大島委員 其ノ程度デ宜シウゴザイマス
ガ、最後ニモウ一ツ伺ツテ置キタイノハ、
地方銀行ノ合併問題デアリマスガ、是ハ先
般大藏大臣モ豫算總會ニ於テ、別ニ一縣一
行ト云フヤウナコトヲ強要ハシナイガ、自

發的ニ合併スルコトハ望マシイコトデアル
ト云フ意味ノ御答辯モアツタヤウデアリマ
ス、又大藏省トシテモ、從來斯様ナ方針デ
居ラレルヤウデアリマス、殊ニ戰時體制下
ニ於テハ、成ベク金融機關ハ鞏固ナモノニ
スルコトガ大切ナコトデアリマスルカラ、
合併ト云フ意思ニ向ツテ進ンデ居ラレルコ
トハ、稍、推察ガ出來ルノデアリマスガ、特
ニ北海道拓殖銀行ノ關係カラ伺ツテ見タイ
ノハ、斯様ニ段々色々ノ營業上ノ範圍ガ擴
ガルト、普通ノ商業銀行ト餘り相違ガナイ、
段々普通銀行ノ範圍ニマデ營業ガ進ンデ參
ルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、ソコデ
北海道ノ如キ特殊ナ開發ヲ要スル土地ニ於
キマシテハ、拓殖銀行ヲ中心ト致シマシテ、
北海道或ハ樺太ノ銀行ヲ合併シ統一スルコ
トガ、北海道開發ノ上ニモ好イ影響ガアル
ノデヤナカラウカ、斯様ナ考ヘモ持ツノデ
アリマス、又實際ニ於テ北海道、樺太ニ於
テ四ツ、五ツノ銀行ハアリマスガ、他ノ銀
行ハ規模モ至ツテ小サインデアリマシテ、
唯一ツダケ北海道銀行ト云フ相當ノ銀行ガ
アルノデアリマスガ、拓殖銀行ガ段々斯様
ニ營業範圍ガ擴張サレルト同時ニ、私ハ北
海道銀行ノ内容ガ、ドウデアルカハ存ジマ
セヌケレドモ、自然ニ段々自分ノ營業上ノ
範圍ヲ、拓殖銀行ニ侵サレルヤウナ傾キニ
ナツテ來タ、信用ノアル者ニ取引ガ多クナ
ルノハ當然デアリマシテ、特ニ北海道ノ如
キハ色々國策トシテ開發ノ必要ナ場合デア
リマスカラ、今ノ内ニ寧ロ合併ヲ出來ルダ
ケ大藏省トシテハ勸メラレテ、サウシテ北
海道開發ノ爲ニオヤリニナルト云フ御考ヘ
ハアリマセヌデセウカ、之ニ對スル大藏省
ノ御方針ヲ承ツテ見タイト思ヒマス

○廣瀬政府委員 只今質問ノ點ハ、北海道ニアリマス
拓殖銀行ヲ中心トシテ、北海道ニアリマス
普通銀行ヲ、寧ロ之ニ合流セシメルト云フ
ヤウナ考へハ持ツテ居ナイカト云フ御趣旨
ト解スルノデアリマス、此ノ點ニ付キマシ
テハ、北海道ノ地元ニ於キマシテモ、色々御
意見モアルヤウデアリマス、政府ト致シマ
シテハ、大體ノ方向トシマシテハ、只今仰
セノ通リダト思フノデアリマスルガ、實際
問題トシテ、如何ナル方法デ何時ドウスル
カト云フコトニ付キマシテハ、是亦地元ニ
色々ノ事情ガアリマスノデ、非常ニ其ノ點
ハ機微ナ點モアルカト思フノデアリマス、
大藏省ト致シマシテハ、成ベク當事者ノ間
ニ於テ詰合ガ十分出來マスル際ニ於キマシ
テ、出來ルダケ斡旋ヲ致ス、今御話ノヤウナ
方向ヘ進ミタイト云フ考へハ持ツテ居リマ
ス、併シナガラ是非トモ強ヒテドウスルト
云フヤウナコトハ、只今ノ所デハ致サナイ
ト云フ考ヘデ居ル次第デアリマス、其ノ邊
デ御諒承願ヒタイト思ヒマス

○大島委員 是デ宜シウゴザイマス

○菊池委員長 清水君

○清水(徳)委員 日本勸業銀行法中改正法
律案ニ付テ、先づ御尋ネ致シマス、此ノ度
ノ改正案ハ洵ニ時宜ニ適シタモノデアリマ
シテ、私共ハ非常ニ嬉シク満足ニ思フ一人
デアリマス、年來主張シテ來タコトガ、漸
ク通ツタト思ヒマスト嬉シサフ禁ジ得ナイ
メナイン偏向ガアツタノデアリマス、抵當ト云
モノヲ餘り眼中ニ置カナカツタ、全然置カ
ナ

見積ル場合ニ、凡ソ時價ノ七掛ヲ地價ト見テ、其ノ七掛ニ對シテ、更ニ七掛シタモノヲ貸ス、斯ウ云フヤリ方デアツタ、サウシテソレガ殆ド一様デ、如何ニ信用ノアル人デモ殆ド即チ大抵ノ場合、變更シナカツタ、私共ハ非常ニソレヲ遺憾ニ思ツテ居ツタ、隨テ勸業銀行カラ貸リル高ハ非常ニ少クテ、二番抵當ニ入レタインダケレドモ、二番抵當ハ他ノ銀行デ貸サナイ、普通ノ田地及ビ家屋ニ付テハ貸サヌモノニアリマスカラ、個人カラ、高率デ借リル以外ドウモ金融ノ途ガ梗塞サレテ居ツタヤウデ、私共ハ非常ニ遺憾ニ思ツタ、ソコデ今度ハ五人以上ノ農業者ナリ、林業者ナリ、工業業者ナリ、或ハ漁業者ガ連帶責任ヲ以テ借用ヲ申出デタル時ニハ、其ノ信用ノ確實ナル者ニ限り、五ヶ年以内ニ於テ定期償還ノ方法ニ依リ、又ハ十ヶ年以内ニ於テ割賦償還ノ方法ニ依リ、無抵當デ貸スト云フコトニ御改メニナツタ、詰リ人的要素ガ加ハツテ來タ、茲ニ於テ抵當ナシデ貸スト云フノデアルカラ、今度ハ人的要素ヲ加ヘルコト少ク抵當ノミデ貸ス前ノ惡イヤリ方ヲ改メテ貰ハナケレバナラヌ、時價ノ七掛ヲ以テ地價ヲ十分普通ノ時價ニシテ貰ツテ、貸付モタ故、時價ハ何處へ行ツテモサウ違ハナイカラ、七掛ナドニスル必要ハナイ、其ノ時價ヲ十分普通ノ時價ニシテ貰ツテ、貸付モテモ宜イ譯デアル、人的要素ヲ加ヘテモ宜帶信用デ無抵當デ貸スナラ、五人ガ東ニナツテ來タヨリモ尙ホ抵當モ持ツテ居リ、信イ譯デアル、ソレダケノ活眼ガアルデセウ

カ、今ノ勸業銀行當局者ニ對シテハ、彼此
居ルノダカラ、今ノ當事者ダケヲ責メルノ
デハアリマセヌ、私ハサウ云フ風ニ決マツ
テ來テ、今ノ當事者ガ斯ウ云フ心持ニナラレ
タト云フコトニ付テハ、是ハ大藏省當局ノ
活眼モアラウケレドモ、今ノ當事者ノ活眼
モ與カツテ力アリト考ヘナケレバナラス、
ダカラ今ノ當事者ノミヲ決シテ責メルノデ
ハアリマセヌガ、ドウデセウカ、サウ云フ
風ニ大藏省カラ指導シテ戴ケルデセウカ
○廣瀬政府委員 勸業銀行ノ貸付ニ付テ擔
保物ニ對スル、所謂物的擔保ニ對スル信用
ノ置キ方ガ重過ギル、詰リ物ニ遍シテ人ノ
信用ト云フコトヲ考慮ニ入レナイ從來ノ弊
ガアツタト云フ御指摘デアリマスルガ、是
ハ事實數年前マデハ、勸行銀行ニ於キマシ
テハ、相當今御話ノヤウナ事實モアツタノ
デアリマス、ト申シマスルノハ、詰リ勸業
銀行ノ仕事ノヤリ方ト致シマシテ、營業ノ
方面ト鑑定ノ方面トガ、大體對立ヲ致シテ
居リマシテ、鑑定部ト申シマスカ、鑑定課
ト申シマスカ、其ノ鑑定部ニ屬スル人達ノ
鑑定シタモノニ付テハ、營業部ノ方デハ餘
リソレニ考ヘヲ加へナイデ、鑑定部ノ獨立
性ヲ認メテ來タ結果、非常ニ擔保物ニ重キ
ヲ置クト云フ傾キガアツタノデアリマス、
勸業銀行當局ニ於キマシテハ、其ノ點
反省ヲセラレマシテ、昭和十四年即チ一昨
年ノ七月カラ、本店ニ營業部ヲ設置致シ
シテ、ソレ以來鑑定員ヲ營業部ニ屬セ
シシマルコトニナツタノデアリマス、茲デ鑑
定員ハ營業部ノ部員ト致シマシテ、田
畠、宅地、建物等ノ擔保貸ノ全部ヲ鑑定ヲ
致ス、其ノ他工場、財團、森林ノ擔保、ソ

レカラ耕地整理等ニ屬スル特殊ノ貸付
營業部ニ屬スル鑑定員ノ手ニ依ツテ、貸付ヲ
行フコトニナリマシテ、ソレ以來ト云フモ
ノハ鑑定ノ仕方ガ餘程變ツテ來タノデアリ
マス、即チ以前相當世間ニ批難ノアリマシ
タ非常ニ堅スギル評價ガ、最近ニ於キマシ
テハナクナツタ云フコトデアリマスノ
デ、是ハ大體最近ニ於ケル勸業銀行デ實際
借入ヲ致シタ人達ノ方面デモ、其ノ點ハ認
メテ居ラレルヤウデアリマス、サウ云フ譯
デアリマスノデ、擔保物ニ對スル鑑定ガ辛
過ギタト云フ事實ハ、最近デハナクナツテ
居ルト云フコトヲ、御諒承願ヒタイト思フ
ノデアリマス、尙ホ勸業銀行ハ人の信用ニ
對スル貸付ニ付テハ、過去ニ於テ餘リヤツ
モ御承知ノヤウニ、勸業銀行ハ一方ニ於テ
ハ不動産銀行ト致シマシテ、不動産抵當ノ
貸付ヲ致シテ居リマスガ、同時ニ又市町村
等ニ對スル無擔保ノ貸付モ、相當澤山致シ
テ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ十人連帶
ヲ更ニ五人連帶ニスルコトノ結果ト致シマ
シテ、人的信用ヲ主トスル貸付ニ對スル運
用ガ、巧ク行カナイデアラウト云フ心配
ハ、私ハナイダラウト思フノデアリマス、
此ノ點ハ最近ノ勸業銀行當局ニ於テモ、餘
程自覺シテ居ラレルヤウデアリマスノデ、
政府ト致シマシテハ、其ノ點ハ現在ニ於テ
ハ安心ヲ致シテ居ル譯デアリマス、尙ホ將
來ニ於キマシテモ、政府ハ十分ニ指導ヲ致
シマシテ、此ノ無擔保貸ノ方面ニ付キマシ
テモ、十分其ノ機能ヲ發揮スルヤウニ指導
シテ參リタイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○清水(徳)委員 大體サウカモ知レマセ
ガ、一ツノ例ヲ申上ゲマス、山形縣ノ庄内
地方ハ大體ニ於テ非常ニ富ンデ居ル所デア
リマシテ、義理堅イ所デアリマス、隨テ昭
和八年ノ凶作ノ年ダケハ別デアリマシタ
ガ、其ノ他ノ年ニ於キマシテハ、最近ズツ
ト年賦償還ヲ怠ツタ人ガナカツタト聞イテ
居リマス、是レ程義理堅イ好イオ客サンデ
アル譯デアリマス、然ルニ今カラ十年前位カ
ラ借リタ年賦償還ニナツテ居ル利率ヲ漸ク
昨年ノ秋ニナツテ若干下ゲタ、其ノ率タル
ヤ七分二厘ヲ漸ク六分七厘カニ下ゲタト云
フニ至ツテハ、何處ニ人的要素ヲ考ヘテ居
ルカ、何處ニ國家的ニ金利ノ低下トカ、利
率トカ云フモノヲ考ヘテ居ルカ、唯儲ケ一
方デハナカラウカト思ハレル節ガアルノデ
アリマス、ソレデ私ハ更ニ御尋ネシタイノ
デスガ、一體勸業銀行ハ斯ウ云フ風ニ開ケ
テ割引マデスルト云フノハ、洵ニ思ヒ切ツ
タ良イコトデアリマス、餘裕アレバ農産物
トカ、林産物トカ、水産物トカ、工業製造品
ヲ擔保トスル手形ノ割引、短期ノ貸付出来
ルト云フ所マデ進展シテ來ラレタナラバ、
利息モ思ヒ切ツテ安クナルコトト思フノデ
アリマスガ、今マデノ利息ト同ジヤウニ、
ヤハリ高イノデセウカ、ドンナモノデセウ
カ

シテハ、舊イ貸出ニ付テモ無論漸次引下ゲルコトニ付キマ
ルヤウニ、指導ヲシツツアルノデアリマス
ガ、資金ノ「コスト」ノ關係モ考ヘテ、漸次之
ヲ引下ゲルヤウニ指導致シタイト思ツテ居
リマス、尙ホ金利ヲ引下ゲルニ付キマシテ、
從來非常ニ支障ニナリマシタコトノ一つハ、
所謂元利均等ノ償還ノ制度デアリマス、是
ガアリマス爲ニ利率ヲ變更スルコトニ、非
常ニ難カシイ手續ヲ必要ト致シタノデアリ
マスガ、今回ノ改正案ニ於キマシテハ、此ノ
點モ改メマシテ、將來ノ金利引下ヲシナケ
レバナラヌト云フヤウナ場合ノ便宜ニモ備
ヘテ居ルノデアリマス、只今御引例ニナリ
マシタ實例ニ付キマシテハ、尙ホ篤ト其ノ
事情ヲ調査致シマシテ、更ニ金利引下ノ餘
地アル場合ニハ、サウ云フ風ニ指導致シタ
イト存ジマス

○廣瀬政府委員 先程カラ清水サンノ御話ヲ承ツテ居ツタノデアリマスガ、此ノ點ハ豫メ御諒承願ツテ置キタイト思フノデアリマス、今回ハ手形ノ割引ヲスルト云フヤウナ規定ガ入ツタ、併シ勸業銀行ノ本業ハ、何處マデモ不動産ヲ抵當トスル長期ノ貸付デアリマス、ソレデ勸業銀行ノ資金ノ大部分ハ、御承知ノヤウニ割増金附ノ債券ノ如シハ、御承知ノヤウニ長期ノ勸業債券ヲ發行シテ居ル譯デアリマス、勸業銀行ノ債券ハ、他ノ債券ヨリモ特ニ長イノデアリマシテ、御承知ノヤウニ割増金附ノ債券ノ如キハ、長イノハ三十年、而モ三十年ノ間ハ中々返サナイ、此ノ際ニ於キマシテハ、期限償還ヲショウト思ツテモ、先ヅ大體出来ナイヤウナ立場ニナツテ居リマス、而モ過去ニ於テ發行シマシタ債券ハ、マダ五分位ノ利廻ノモノモアル筈ダト思ヒマス、ソレニ營業費ヲ加ヘルノデアリマスカラ、大體六分乃至七分ニ廻スコトガ、普通ノ考へ方デ、ソレガ敢テ高イ利息トハ申シニクイノデアリマス、唯最近ニ新シク勸業債券ヲ出ストシマスレバ、從來ヨリモ幾ラカ安ク發行出來ルデアリマセウケレドモ、最近ニ於キマシテハ、勸業銀行ハ御承知ノヤウニ、勸業債券ハ出シテ居リマセヌ、政府ノ貯蓄債券或ハ報國債券等ハ出シテ居リマスケレドモ、勸業銀行自體ノ爲ノ勸業債券ハ、殆ど出シテ居ナイト言ツテモ宜イ位、極ク少額シカ出シテ居リマセヌ、デアリマスカラリマス、大體ソレガ基準ニナツテ、長期ノ貸付ヲヤルト云フコトニナリマスカラ、サ元ニシテ、金ヲ貸シテ居ルト云フ譯デアユ云ツタヤウナコトモ考ヘ合セマシテ、貸付利率ヲ政府ノ方デハ認可致シテ居ルノデ

アリマス、大體先程モ申上ゲタヤウニ、五六分六、七厘ト云フ所マデ下ツテ居リマスノハ、ソレデ相當ナ所ダト思フノデアリマス今御舉ゲニナリマシタ手形ノ割引ナド出来マヌノハ、餘裕金ノ運用デアリマシテ、詰リ勸業銀行ガ本業トシテ扱ヒマス仕事ノ

○廣瀬政府委員 銀行ノ仕事ヲシテ居リマス際ニ於キマシテハ、如何ナル場合ト雖モ、或ル程度餘裕金ト云フモノハ常ニアル譯ニアリマス、時ニ依ツテ餘裕金ノ多クナル場合モアリ、少クナル場合モアルノデアリマス、併シ勸業銀行法ノ精神ト致シマシテハ、成ベク其ノ本業デアル不動産抵當ノ貸付、其ノ他財團抵當ノ貸付ト云フ方面ニ、資金ヲ貸付ケサセヨウト云フ趣旨デアリマス、其ノ外ニ若シ餘裕金ガアリマシタナラバ、ソレハ成ベク銀行預金デアルトカ、或ハ確實ナ有價證券ニ投資スルトカ云フコトヲ致シマシテ、本業ノ仕事ニ資金ノ要求ガ得ルヤウナ状態ニシテ置クト云フノガ、此ノ勸業銀行法ノ精神デアリマス、サウ云フアリマシタナラバ、直グソレヲ現金ニ化シマシテ、サウシテ本業ノ方へ資金ヲ廻シシマスト、尙ほ最近ノ状況カラ申シカト仰シヤイマスト餘裕金ハ常ニ或ル程度ハアリマスト申スヨリ外ナイカト思フノデアリマス、唯其ノ時ノ状況ニ依ツテ、多トイマイガアリマス、少イガアリマス、少イガアリマス、少イガアリマス、少イガアリマス、マスト、御承知ノヤウニ、最近ハ農村方面ニ大體先ツ農産物ノ價格ノ宜シイ關係、或ハ豐作關係等ノ状態カラ致シマシテ、過去ニ於テ貸付ケタ金ノ償還が極メテ順調ニアリマス、一方ニ於テ借入ノ申込ハ其ノ割ニ少イノンデアリマス、デアリマスカラ、勸業銀行トシテハ金ガダブツイテ居ルト申シマスカ、謂ハバ餘裕金ガ多イ状態ニアルノデアリマス、併シナガラ本法改正ニ依リマス、新ニ貸付ノ範圍ガ廣マリマシテ、更

此ノ頃ヤツテ居ルヤウデアリマス、是ハ廣告ヲ見テ知ツタノデスガ、ハツキリ書イテアル、ソレニ依リマスト利息ガ相當高イ、今長期ト雖モ六分ヲ超エルモノハドウカト思フノデス、次官モサウ云フ話ノヤウデシタ、ハツキリ覺エテ居リマセヌガ、慥カ六分デシタ、是ハドウモ高イアノ銀行ハソンナニ儲ケナクテモ宜イ筈デス、是ハドウモ少シ儲ケ過ギル、國家ノ重キニ任ジテ、此ノ非常時局ニ金融ヲ背負ツテ立ツテ居ルノデスカラ、ドウカ利息ヲ他ノ銀行並ニシテ貰ヒタ伊私ハ洵三情ナイト思フ、不動産ヲ持ツテ居ル人ト、動産ヲ持ツテ居ル人トノ金融ノ仕方が餘リニ差ガアルノデ、不動産ヲ持ツテ居ツテモ金融スル途ガナイ、詰リ農村ノ人ガ惱ンデ居ル、大體ニ於テ斯私共ハ是ハ思ヒ切ツテ革新シテ戴カナケバナラスト云フコトヲ、ハツキリ申上ゲテ借リテ居ルガ、農村ノ人ハ高イ利息デ借リテ居ル、斯ウ云フ不自然ノコトゾハ駄目ダヘン、此ノ位ニ權衡ヲ失シテ居ル實際農村ノ人ガ高率ノ金融ニ惱ンデ居ルカラム、此ノ勸業銀行ノ本業ノ財産貸付、或ハ不動産抵當ノ貸付、漁船擔保ノ貸付、山林擔保ノ貸付等ガ增加致シマスレバ、又餘裕金ハ多イト申スヨリ外ナイト存ジマス

申上ゲルノデアリマスガ、是ハ何トカシテ
貴ハナケレバイケマセヌ、大藏省當局ガ斯
ウ云フ思ヒ切ツタ改正法案ヲ出サレルナラ
バ、私等ハ非常ニ満足シマス、満足スルト
共ニ此ノ趣旨ニ副フヤウニ利率ヲ安クシ、
國家ノ重キニ任ジテ貴ヒタイト思フノデア
リマス

○廣瀬政府委員 只今清水君カラ御意見、
洵ニ御尤モニ存ズル點ガ多イノデアリマス、
唯此ノ點ハ御諒解ヲ願ツテ置キタイト思フ
ノデアリマスガ、先程申シマシタヤウニ、勸
業銀行ノ今日ノ資金「コスト」ト云フモノハ、
大體少クトモ四分四厘ニナツテ居ルト思ヒ
マス、詰リ勸業銀行ノ資金ノ「コスト」ハ、ソ
レニ營業費ヲ勘定シマスト、今ノ貸付利率
デハ、普通ナラバ私ハ赤字ガ出ル筈ダト思ヒ
マス、唯御承知ノヤウニ、勸業銀行ハ多額
ノ積立金等ヲ持ツテ居リマス關係カラ、今
日ハ現在ノ貸付利率デモヤツテ行ケルノデ
アリマス、若シアレガ積立金ノ少イ銀行デ
アリマシタナラバ、到底現在ノ貸付利率ダ
ケデハ、動カナイダラウト思フノデアリマ
ス、幸ヒニ多額ノ積立金ガアリマスル
關係上、先ツアノ程度ノ貸付利率デヤツ
テ行ケルノデアリマス、農村ノ不動産
ノ金利ハ高イト云フ御話デアリマスルガ、
是ハ御尤モナ點デアリマスケレドモ、何分
ニモ短期ノ、例ヘバ手形ニ貸付ケルト云ツ
タヤウナモノト、長期ノ不動産抵當ノ貸付
ト云フモノトハ、ドウシテモ性質ガ違ヒマ
スノデ、多少ノ金利ノ差ガアルノハ、何處
ノ國ニ於キマシテモ已ムヲ得ヌコトカト思
フノデアリマス、併シナガラ政府ト致シマ
シテハ、是等個人ガ勸業銀行カラ借リ
マス場合ニ於キマシテハ、常ニ出來ルダケ

金利ヲ下ゲルヤウニ注意致シテ居リマス、
又事實近年ニ於キマシテハ、年々貸付利率
ヲ下ゲサシテ居ルコトハ、既ニ御承知ダト
思ヒマス、尙又一方ニ於キマシテ政府ハ別
ニ産業組合、商業組合、工業組合、其ノ他
ノ組合ヲ通ジマシテ、低利資金ヲ相當出し
テ居リマス、山林組合、漁業組合等モ同様
デアリマスガ、サウ云ツタヤウナ組合ヲ通
シテ、個人ニ對シテ或ル程度ノ低利ノ金ヲ
農村、山村、漁村等ノ方ニ廻シテ居ル譯デ
アリマシテ、勸業銀行モサウ云ツタヤウナ
政府ノ低利資金ト兩方相並行シテ、此ノ地
方ノ金融ノ金利ヲ段々引下ゲルト云フコト
ニ、盡力シテ居ルト云フコトヲ御諒承ヲ願
ヒタイト思ヒマス

○清水(德)委員 御尤モデスケレドモ、其
ノ中デ或ル部分ハ大藏省カラ低利資金ヲ融
通シテ貰ツテ、其ノ頭ヲ刎ネテ居ルニ過ギ
ナイノモアルノデス、大藏省ノ預金ノ餘
ツテ居ルモノヲ低利資金デ融通シテ貰ツテ、
サウシテ其ノ頭ヲ刎ネテ、地方ノ産業組合
ニ貸シテ居ルノモアル、私ハ其ノヤリ方ハ
少シドウモ頭ノ刎ネ方ガ多過ギルヤウニモ
思フ、ホンノ手數料ダケニシタ方ガ宜イ、
儲ケ過ギテ居リハシマセスカ、是ハ大藏當
局カラ鞭撻シテ貰ハナケレバ、吾々ノ力ト
シテハ如何トモ出來ナイ、政黨ノ盛ンナ頃
ニモ短期ノ、例ヘバ手形ニ貸付ケルト云ツ
タヤウナモノト、長期ノ不動産抵當ノ貸付
ト云フモノトハ、ドウシテモ性質ガ違ヒマ
ス、敢テ勸業銀行ヲ攻撃スルノデハアリマ
ス、國民ノ爲ニ絶叫スルノデアリマス
○廣瀬政府委員 只今御話ノアリマシタ點
ニ付テハ、今後誤解ガアルトイケマセスカ
ラ、ハツキリシテ置カナケレバナラスト思

フノデアリマス、先程カラ私ガ申述ベマシ
タコトハ、是ハ勸業銀行ガ自分デ調達シタ
資金ヲ貸シテ居ル場合ノコトヲ申上ガタノ
デアリマス、大藏省ノ預金部カラ低利資金
ヲ出シマシテ、ソレヲ勸業銀行ヲ經由シテ
貸出シマス場合ニ於テハ、是ハチヤント預
金部ノ方デ利率ヲ決メマシテ、ソレカラ利
鞘ト云フモノヲ一定致シテ居リマス、ソレ
デ勸業銀行ニ言ハセマスト、政府ニ於テ決
メタ利鞘ハ少イト言ツテ、常ニ不平ヲ零シ
テ居ル位デアリマシテ、決シテ餘ツテ居ル
トハ申シマセス、又サウダブ／＼餘ルヤウ
ナ利鞘ハ與ヘテ居ナイ積リデアリマス、此
ノ方ハ大體例ヘバ三分二厘ニ對シテ七厘乃
至八厘ノ利鞘ヲ加ヘタモノデ必ズ貸スヤウ
ニト云フ命令ガ行ツテ居リマスカラ、ソレ
以上ノ利息デハ貸セナイコトニナツテ居リ
マス、是ハキチントシテ居ルト思ヒマス、
先程カラ縷々御説明申上ゲマシタノハ、勸業
銀行「プロパー」ノ資金ヲ以テ「プロパー」ノ
仕事ヲヤツテ居ル場合ニハ、サウ云フヤウ
ナ關係デ五分乃至六分ノ程度ノ利息ハ已ム
ヲ得ナイト云フコトヲ申上ゲタ次第アリ
マス、ドウゾ御諒承願ヒタイト思ヒマス
○清水(德)委員 勸業銀行ノ利益配當ハ今
幾ラデスカ、一寸御尋ネ致シマス

○山際政府委員 年一割デゴザイマス
○清水(德)委員 今會社ノ利率ヲ制限シテ
居ル時代デアリマス、先づ一割ノ配當ハ多
過ギルト言ツテ、八分ヲ以テ標準トシテ、
各方面ニ増株ノ機會ニ配當率ヲ減ラシツツ
ツテ居リマス

○清水(德)委員 私ハ大藏當局ヲ信賴シテ
アルノデアリマス、政府カラ許サレテ、國
是テ質問ヲ打切りマスガ、農工銀行、北海
府トシテハ今後尙ホ研究ヲ重ネマシテ、ソ
止マリマセヌデ、各特殊銀行ヲ通ジテ一般
的ニ考ヘナケレバナラヌ問題デアリマス、政
府トシテハ今後尙ホ研究ヲ重ネマシテ、ソ
レ等ノ問題ニ付テハ一括シテ考ヘタイト思
フ

ソレヲ準用シテ併セテ御配慮ヲ願ヒタイノ
デアリマス、之ヲ以テ私ハ終リマス

○菊池委員長 是ニテ質疑ハ全部終了致シ
マシタ、是ヨリ國民貯蓄組合法案、國民更
生金庫法案、日本勸業銀行法中改正法律案、
北海道拓殖銀行法中改正法律案、農工銀行
法中改正法律案、此ノ五案ヲ一括シテ討論

ニ付シタイト思ヒマス

○伊東委員 本委員會ニ付議サレマシタ國

民貯蓄組合法案、國民更生金庫法案、日本
勸業銀行法中改正法律案、北海道拓殖銀行
法中改正法律案、農工銀行法中改正法律案
以上原案ニ賛成致シタイト存ジマス、會議
中各委員カラ質問アリ應答サレマシタ、尙
ホ其ノ間ニ於ケル各委員ノ希望意見ヲ、此
ノ法律實施ニ當ツテハ能ク其ノ點ニ留意サ
レテ其ノ運用ニ誤リナカラニコトヲ希望致
シマシテ、原案ニ賛成致シマス、何卒各位
ノ御賛成ヲ仰グ次第デアリマス

○菊池委員長 討論ハ終結致シマシタ、是
ヨリ採決致シマス、各案トモ原案ニ賛成フ
諸君ハ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○菊池委員長 起立總數、是ニテ各案ハ何
レモ原案通り可決致シマシタ、今回ハ私委
員長トシテ不敏ノ者ナガラ無事ニ此ノ議案
ヲ全部終了致シマシタコトハ、各委員ノ御
努力、又政府委員ノ御誠意ニ依リマシテ私
ノ職務ヲ無事ニ盡シ得タ次第デアリマシテ、
洵ニ感謝ニ堪ヘナイ次第デアリマス、一言
御挨拶ヲ申上ゲテ皆様ニ感謝ヲ致シマス、
ソレデハ是ニテ散會致シマス

午後四時十二分散會

昭和十六年二月二十一日印刷

昭和十六年二月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局